

官報

号外 昭和二十五年三月三十日

第七回参議院會議錄第三十四号

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)午前
十時五十分開議

議事日程 第三十二号

昭和二十五年三月二十九日

午前十時開議

第一 常任委員長辞任の件

第二 国家公安委員会委員の任命に
関する件

第三 地方自治委員の任命に
関する件

第四 外国為替管理委員会委員の
任命に關する件

第五 造幣庁特別会計法案(内閣
提出、衆議院送付)

第六 日本勸業銀行法等を廃止す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第七 銀行等の債券発行等に関す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第八 退職職員に支給する退職手
当支給の財源に充てるための特
別会計等からする一般会計への
繰入及び納付に關する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第九 新築開始調節特別会計法の
廃止等に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)(委員長報告)

第一〇 夏時刻法の二部を改正す
(委員長報告)

る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第一 労働組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)(委員長報告)

第二 国有鉄道運賃法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)(委員長報告)

第三 大阪市高速鉄道建設工事
に見返資金融資の請願(委員長
報告)

第四 中小企業設備資金に見返
資金放出の請願(委員長報告)

第五 中小企業等協同組合法に
よる信用協同組合設立の請願
(委員長報告)

第六 旧海軍共済組合年金受給
者の年金増額に関する請願(二
件)(委員長報告)

第七 国家公務員共済組合法中
一部改正に関する請願(委員長
報告)

第八 日本製鉄入替共済組合年
金受給者の年金増額に関する請
願(二件)(委員長報告)

第九 中小企業金庫設置に關する
請願(委員長報告)

第二〇 東北地方の税制改革に關
する請願(委員長報告)

第二一 沿岸漁業の設備資金融資
に關する請願(委員長報告)

第二二 帝國航空機株式会社所有

登録公債に關する請願

第三 雪害地方の税軽減および
課税方法改善に關する請願
(委員長報告)

第四 綿業復興業者の復金融資
返済開始期延長等に関する請願
(委員長報告)

第五 生活協同組合住宅事業に融
資の請願(委員長報告)

第六 株式譲渡の名義書換期間
制限反対に關する陳情(委員長
報告)

第七 株式譲渡の名義書換期間
制限に關する陳情(二件)(委員
長報告)

第八 観光事業に見返り資金融
資の陳情(委員長報告)

第九 金融危機対策に關する陳
情(委員長報告)

第三〇 政府支拂促進等に関する
陳情(委員長報告)

第三一 中小企業に大蔵省預金部
資金特別融資の陳情(委員長
報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

去る二十三日浅井人事院總裁から国家
公務員法第二十四條の規定に基き、昭
和二十三年及び昭和二十四年の人事院

の業務状況報告書を受領した。
去る二十五日衆議院から予備審査のた
め左の議案が送付された。よつて議長
は即日これを建設委員会に付託した。
熱海国際観光温泉文化都市建設法案
(岡山縣吉野外三十一名提出)
伊東国際観光温泉文化都市建設法案
(岡山縣吉野外三十一名提出)
同日議員から左の質問主意書を提出し
た。

租税に關する質問主意書(岡村文四
郎君提出)

一昨二十七日内閣から左の議案を提出
した。よつて議長は即日これを厚生委
員会に付託した。

社会保険審議会、社会保険医療協
会、社会保険審査官及び社会保険審
査会の設置に關する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

總理府設置法の一部を改正する法律
案

審議会等の整理に伴う厚生省設置法
等の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

公認会計士法の一部を改正する法律
案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

法務府設置法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

法務府設置法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

法務府設置法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

法務府設置法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

法務府設置法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

法務府設置法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

法務府設置法の一部を改正する法律
案

財政法の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律
同日委員長から左の報告書を出し
た。

造幣庁特別会計法案可決報告書

退職職員に支給する退職手当支給の
財源に充てるための特別会計等から
する一般会計への繰入及び納付に關
する法律案可決報告書

新築開始調節特別会計法の廃止等に
關する法律案可決報告書

「所謂農田要請事件」に關する中間報
告書

同日在外同胞引揚問題に關する特別委
員中野重治君から左の少数意見報告書
を提出した。

「所謂農田要請事件」に關する中間報
告に對する少数意見報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送し
た。

旧軍事施設、物件拂下処理に關する
質問主意書(大島農夫雄君提出)

水産物の統制撤廃に關連して統制水
産物の売買代金決済の滞滞に對する
措置その他に關する質問主意書(青
山正一君提出)

前水産庁長官飯山太平君罷免に關す
る質問主意書(青山正一君提出)

同日議長において、左の常任委員の辞
任を許可した。

予算委員

池田宇右衛門君

島津 忠彦君

小林米三郎君

伊東 隆治君

小林 勝馬君

藤森 眞治君

波多野 鼎君

内村 清次君

横尾 龍君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

黒川 武雄君

同

小林 英三君

同

横尾 龍君

同

木内 四郎君

同

境野 清雄君

同

木内キヤウ君

同

下條 恭平君

同

原 虎一君

同

小林米三郎君

決算委員

同日議長において、左の特別委員の辭任を許可した。

在外同胞引揚問題に關する特別委員

草葉 隆國君

同

池田宇右衛門君

同

伊東 隆治君

同

紅露 みつ君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題に關する特別委員

今泉 政喜君

同

岡田喜久治君

同

淺井 一郎君

同

大隈 信幸君

昨二十八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員會に付託した。

昭和二十五年政府關係機關予算補正(機第一号) 予算委員會に付託

千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された關稅表刊行のための國際連合の設立に關する條約、關稅表刊行のための國際事務局を設立する條約の實施規則及び署名調書を修正する議定書を承認することについて承認を求めるの件 外務委員會に付託

倉庫業法の二部を改正する法律案 運輸委員會に付託

電氣通信省設置法の二部を改正する法律案

新聞出版用紙の割當に關する法律の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

内閣委員會に付託

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

松くい虫その他の森林病虫害の駆除予防に關する法律案

肥料配給公団令の一部を改正する法律案

農林委員會に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案

教育委員會法の一部を改正する法律案

連合國軍人等住宅公社法案 建設委員會に付託

同日衆議院議長から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

海外移住組合法の廃止に關する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

審議會等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海外移住組合法の廃止に關する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

審議會等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案

同日議長は對日理事會カナダ代表部にノイマン公使を訪問して去る十七日本院で決議した日本國會議員團に寄せられたカナダの厚意に對する感謝決議文を手交し、カナダ政府及び同國議會に對し伝達方を依頼した。

同日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

外務委員

伊達源一郎君

同

小杉 イ子君

同

高良 とみ君

同

川上 嘉市君

同

安達 良助君

同

原 虎一君

同

黒川 武雄君

同

小林 英三君

同

淺井 一郎君

同

木内キヤウ君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

川上 嘉市君

同

高良 とみ君

同

小杉 イ子君

同

伊達源一郎君

同

淺井 一郎君

同

同日委員長から左の報告書を出し

國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案可決報告書

銀行等の債券発行等に關する法律案可決報告書

日本勸業銀行法等を廃止する法律案可決報告書

夏時刻法の一部を改正する法律案可決報告書

労働組合法の一部を改正する法律案可決報告書

有価証券移転税法を廃止する法律案可決報告書

解散団体財産收入金特別會計法案可決報告書

國庫出納金等端數計算法案可決報告書

電氣通信委員會請願審査報告書第一号

電氣通信委員會請願特別報告第一号

電氣通信委員會陳情審査報告書第一号

電氣通信委員會陳情特別報告第一号

同日衆議院議長から、同院は大久保三郎君を外國為替管理委員會の委員に任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日委員長から提出した左の公聴會開會承認要求に對し、議長は即日これを承認した。

公聴會開會承認要求書

一、事件の名稱 生活保護法案

一、公聴會の問題 生活保護法案について

一、公聴會の月日 昭和二十五年四月十一日

右本委員會の決議を経て、參議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十五年三月二十八日

厚生委員長 塚本 重藏

參議院議長佐藤武蔵

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(主計局給與課 長)大藏事務官 中西 泰男君

同日内閣總理大臣から(主計局給與課 長)大藏事務官 中西 泰男君

長)大藏事務官 中西 泰男君を第七回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日予算委員會において當選した理事は左の通りである。

理事 内村清次君(内村清次君の補欠)

○議長(佐藤武蔵) これより本日の會議を開きます。

この際、御報告いたしたいことがございます。一昨二十七日午後三時、議長は衆議院議長と共に、對日理事會カナダ代表部にドクター・ノイマン公使を訪問して、去る十七日、本院で決議した日本國會議員團に寄せられたカナダの厚意に對する感謝決議文を手交した。カナダ政府及び同國議會に對し、同決議文の伝達方を依頼いたしましたところ、同公使より議員諸君によりしく伝えられたとのことでございます。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤武蔵) 日程第一、常任委員長辭任の件。大藏委員長堀内辰郎君から委員長を辭任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて本件は許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、只今欠員となりました大蔵委員長の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○中村正雄君 本員は、只今議題となりました大蔵委員長の選挙は、成規の手続を省略して、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○石原幹市郎君 本員は只今の中村君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 中村君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は大蔵委員長に木内四郎君を指名いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、国家公安委員会委員の任命に関する件を議題といたします。去る十八日閣議決定により、警察法第五條第二項の規定により青木均一君を国家公安委員に任命することについて本院の同意を求め参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は同意を與えることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、地方自治委員の任命に関する件を議題といたします。去る二十二日閣議決定により、地方自治庁設置法第四條第三項の規定により、金刺不二太郎君及び小澤二郎君を地方自治委員に任命することについて本院の同意を求め参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は同意を與えることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、外国為替管理委員会委員の任命に関する件を議題といたします。去る二十五日閣議決定により、外国為替管理委員会設置法第五條第二項の規定により、大久保太三郎君を外国為替管理委員会委員に任命することについて本院の同意を求め参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は同意を與えることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、板野勝次君発言の許可を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 板野君。

○板野勝次君 本員はこの際、産業危機に關して緊急質問をするの動議を提出いたします。

○中村正雄君 只今の板野君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 板野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 私は日本共産党を代表して、総理大臣並びに閣僚諸君に我が国の産業危機に關する緊急質問を試みるものであります。

世に言われました三月危機は、今や政府の徴税攻勢によりまして、企業の倒産続出、自殺者の累増、失業者の激増、農村の窮乏も又その極点に達し、この深刻な危機は、單に労働者、農民、中小企業の窮乏だけではなく、貿易にも、消費処理にも、金融にも恐るべき事態を現出しているものであります。これらの政府の手による産業の破壊と人民生活の窮乏に伴う各層の反撃は、

翕然として政府の政策に對決を迫つてゐるのであります。この危機を許するに、政府はデイス・インフレと言ひ、或る者はデフレ金詰りと言ひ、或いは安定恐慌と呼んで、この現実の事態を糊塗しようとしてゐるのであります。が、この現実の深刻な事態は、そのような生やさしいものではなく、これこそ正しく本格的な恐慌の局面であります。これに加えて世界恐慌の直接的影響によつて、更にこの危機は一層激成されようとしてゐるのであります。この状態の中に、内外独占資本により戦争への準備と軍事下請政策が横行されようとしてゐるのであります。このような政策が恐慌を更に深め、日本産業経済の危機を更に難いものにしてゐるのであります。それ故、現在のこの危機は、單に経済危機であるばかりで

なく、正しく日本民族の危機と言へべきであります。従つてこのような危機を解決するには、小手先による片々たる一連の金融対策、失業対策、中小企業対策、貿易対策、証券対策で切抜け得るような生やさしい事態でないことは、池田蔵相をして五人や十人の自殺者は出て構わぬと放言せしめるに至つた背景によつても、実に明らかであります。

世に言われました三月危機は、今や政府の徴税攻勢によりまして、企業の倒産続出、自殺者の累増、失業者の激増、農村の窮乏も又その極点に達し、この深刻な危機は、單に労働者、農民、中小企業の窮乏だけではなく、貿易にも、消費処理にも、金融にも恐るべき事態を現出しているものであります。これらの政府の手による産業の破壊と人民生活の窮乏に伴う各層の反撃は、

翕然として政府の政策に對決を迫つてゐるのであります。この危機を許するに、政府はデイス・インフレと言ひ、或る者はデフレ金詰りと言ひ、或いは安定恐慌と呼んで、この現実の事態を糊塗しようとしてゐるのであります。が、この現実の深刻な事態は、そのような生やさしいものではなく、これこそ正しく本格的な恐慌の局面であります。これに加えて世界恐慌の直接的影響によつて、更にこの危機は一層激成されようとしてゐるのであります。この状態の中に、内外独占資本により戦争への準備と軍事下請政策が横行されようとしてゐるのであります。このような政策が恐慌を更に深め、日本産業経済の危機を更に難いものにしてゐるのであります。それ故、現在のこの危機は、單に経済危機であるばかりで

なく、正しく日本民族の危機と言へべきであります。従つてこのような危機を解決するには、小手先による片々たる一連の金融対策、失業対策、中小企業対策、貿易対策、証券対策で切抜け得るような生やさしい事態でないことは、池田蔵相をして五人や十人の自殺者は出て構わぬと放言せしめるに至つた背景によつても、実に明らかであります。

世に言われました三月危機は、今や政府の徴税攻勢によりまして、企業の倒産続出、自殺者の累増、失業者の激増、農村の窮乏も又その極点に達し、この深刻な危機は、單に労働者、農民、中小企業の窮乏だけではなく、貿易にも、消費処理にも、金融にも恐るべき事態を現出しているものであります。これらの政府の手による産業の破壊と人民生活の窮乏に伴う各層の反撃は、

翕然として政府の政策に對決を迫つてゐるのであります。この危機を許するに、政府はデイス・インフレと言ひ、或る者はデフレ金詰りと言ひ、或いは安定恐慌と呼んで、この現実の事態を糊塗しようとしてゐるのであります。が、この現実の深刻な事態は、そのような生やさしいものではなく、これこそ正しく本格的な恐慌の局面であります。これに加えて世界恐慌の直接的影響によつて、更にこの危機は一層激成されようとしてゐるのであります。この状態の中に、内外独占資本により戦争への準備と軍事下請政策が横行されようとしてゐるのであります。このような政策が恐慌を更に深め、日本産業経済の危機を更に難いものにしてゐるのであります。それ故、現在のこの危機は、單に経済危機であるばかりで

なく、正しく日本民族の危機と言へべきであります。従つてこのような危機を解決するには、小手先による片々たる一連の金融対策、失業対策、中小企業対策、貿易対策、証券対策で切抜け得るような生やさしい事態でないことは、池田蔵相をして五人や十人の自殺者は出て構わぬと放言せしめるに至つた背景によつても、実に明らかであります。

世に言われました三月危機は、今や政府の徴税攻勢によりまして、企業の倒産続出、自殺者の累増、失業者の激増、農村の窮乏も又その極点に達し、この深刻な危機は、單に労働者、農民、中小企業の窮乏だけではなく、貿易にも、消費処理にも、金融にも恐るべき事態を現出しているものであります。これらの政府の手による産業の破壊と人民生活の窮乏に伴う各層の反撃は、

次に、経済危機突破の唯一の政策として政府が宣伝し努力したローガン構想による貿易でさえも、その結果はどうであらうか。日英協定一つ取つて見ても、輸入するだけ輸入したものが、輸出は閉め出されまして、曾て一千五十万ポンドの貨物を持つていた我が國が、逆に一千六百万ポンドの入超となり、極度のポンド資金の不足を來たし、その打開のためにドルでポンドを買ふという世界に類例のない我が國獨特のいわゆる迷案を考へてゐる実情ではありませんか。このためスターリング地域に對する輸入を極力削減し、立案されたばかりの貿易計画を日なぞして改訂を余儀なくしておるであらうか。一方輸入された過剰物資は殆んどが滞貨となり、莫大な赤字と業者への圧迫となつて現われてお

るものであります。すでに我が國が輸出に努力してゐると言われている確安でさえ十五万トンも輸入し、又昨年一万吨輸入された際ソーダ業者が挙げて反對したマガジ・ソーダ灰が五万トン新たに輸入されようとしており、更に日刊東洋経済紙は米軍の軍靴四億足が輸入されると報道し、折角間違えてはいけないうと註をさへ附加してゐるのであります。又輸入食糧のごときは、關税の永久撤廃の問題をめぐつて、外國の過剰食糧は奔流のような勢いを以て日本農業を呑み盡そうとさえしてゐるのであります。このような外國の過剰商品の輸入は、單に現在だけの問題ではなく、今後契約が積み重ねられて陸續として輸入され、現在ですら、歴大な過剰滞貨を抱へてゐる我が國産業を更に圧迫し、人民生活の破綻をもたらすこの滞貨の累積こそが、唯一の望みをかけたローガン構想による貿易の結果であります。このローガン構想によるみじめな結果を一体政府は何と見てゐるか。これをしも政府は日本にとつて有利だと言ひ、日本経済の再建復興に役立つと強弁せんとするのかがどうか。更に政府はこのローガン構想貿易をこの上強行し、而も軍事的目的に従属させようとするならば、かくては日本が落ち込む運命はすでに誰の目にも明らかではありませんか。過剰商品の輸入にいたしまして、ただ單なる過剰商品としてではなくして、如何に政府が軍事的備蓄を善く、即ち儲蓄するたのめでもないかと否定しようといひました。國民が一抹の疑惑を抱くのも當然ではないか。政府はこの際進んでこの國民の疑惑を一掃すべき根

るものであります。すでに我が國が輸出に努力してゐると言われている確安でさえ十五万トンも輸入し、又昨年一万吨輸入された際ソーダ業者が挙げて反對したマガジ・ソーダ灰が五万トン新たに輸入されようとしており、更に日刊東洋経済紙は米軍の軍靴四億足が輸入されると報道し、折角間違えてはいけないうと註をさへ附加してゐるのであります。又輸入食糧のごときは、關税の永久撤廃の問題をめぐつて、外國の過剰食糧は奔流のような勢いを以て日本農業を呑み盡そうとさえしてゐるのであります。このような外國の過剰商品の輸入は、單に現在だけの問題ではなく、今後契約が積み重ねられて陸續として輸入され、現在ですら、歴大な過剰滞貨を抱へてゐる我が國産業を更に圧迫し、人民生活の破綻をもたらすこの滞貨の累積こそが、唯一の望みをかけたローガン構想による貿易の結果であります。このローガン構想によるみじめな結果を一体政府は何と見てゐるか。これをしも政府は日本にとつて有利だと言ひ、日本経済の再建復興に役立つと強弁せんとするのかがどうか。更に政府はこのローガン構想貿易をこの上強行し、而も軍事的目的に従属させようとするならば、かくては日本が落ち込む運命はすでに誰の目にも明らかではありませんか。過剰商品の輸入にいたしまして、ただ單なる過剰商品としてではなくして、如何に政府が軍事的備蓄を善く、即ち儲蓄するたのめでもないかと否定しようといひました。國民が一抹の疑惑を抱くのも當然ではないか。政府はこの際進んでこの國民の疑惑を一掃すべき根

るものであります。すでに我が國が輸出に努力してゐると言われている確安でさえ十五万トンも輸入し、又昨年一万吨輸入された際ソーダ業者が挙げて反對したマガジ・ソーダ灰が五万トン新たに輸入されようとしており、更に日刊東洋経済紙は米軍の軍靴四億足が輸入されると報道し、折角間違えてはいけないうと註をさへ附加してゐるのであります。又輸入食糧のごときは、關税の永久撤廃の問題をめぐつて、外國の過剰食糧は奔流のような勢いを以て日本農業を呑み盡そうとさえしてゐるのであります。このような外國の過剰商品の輸入は、單に現在だけの問題ではなく、今後契約が積み重ねられて陸續として輸入され、現在ですら、歴大な過剰滞貨を抱へてゐる我が國産業を更に圧迫し、人民生活の破綻をもたらすこの滞貨の累積こそが、唯一の望みをかけたローガン構想による貿易の結果であります。このローガン構想によるみじめな結果を一体政府は何と見てゐるか。これをしも政府は日本にとつて有利だと言ひ、日本経済の再建復興に役立つと強弁せんとするのかがどうか。更に政府はこのローガン構想貿易をこの上強行し、而も軍事的目的に従属させようとするならば、かくては日本が落ち込む運命はすでに誰の目にも明らかではありませんか。過剰商品の輸入にいたしまして、ただ單なる過剰商品としてではなくして、如何に政府が軍事的備蓄を善く、即ち儲蓄するたのめでもないかと否定しようといひました。國民が一抹の疑惑を抱くのも當然ではないか。政府はこの際進んでこの國民の疑惑を一掃すべき根

るものであります。すでに我が國が輸出に努力してゐると言われている確安でさえ十五万トンも輸入し、又昨年一万吨輸入された際ソーダ業者が挙げて反對したマガジ・ソーダ灰が五万トン新たに輸入されようとしており、更に日刊東洋経済紙は米軍の軍靴四億足が輸入されると報道し、折角間違えてはいけないうと註をさへ附加してゐるのであります。又輸入食糧のごときは、關税の永久撤廃の問題をめぐつて、外國の過剰食糧は奔流のような勢いを以て日本農業を呑み盡そうとさえしてゐるのであります。このような外國の過剰商品の輸入は、單に現在だけの問題ではなく、今後契約が積み重ねられて陸續として輸入され、現在ですら、歴大な過剰滞貨を抱へてゐる我が國産業を更に圧迫し、人民生活の破綻をもたらすこの滞貨の累積こそが、唯一の望みをかけたローガン構想による貿易の結果であります。このローガン構想によるみじめな結果を一体政府は何と見てゐるか。これをしも政府は日本にとつて有利だと言ひ、日本経済の再建復興に役立つと強弁せんとするのかがどうか。更に政府はこのローガン構想貿易をこの上強行し、而も軍事的目的に従属させようとするならば、かくては日本が落ち込む運命はすでに誰の目にも明らかではありませんか。過剰商品の輸入にいたしまして、ただ單なる過剰商品としてではなくして、如何に政府が軍事的備蓄を善く、即ち儲蓄するたのめでもないかと否定しようといひました。國民が一抹の疑惑を抱くのも當然ではないか。政府はこの際進んでこの國民の疑惑を一掃すべき根

本政策の転換を講ずべきであると思ひますが、總理大臣並びに關係閣僚諸君の御所見を伺いたいのではありません。

次に電力問題に対する政府の政策であります。この電力の問題は、産業経済と国民生活に如何なる影響を及ぼし、日本をどのような方向に持つて行くかとしてゐるのか。先ず電料金について言へば、中小企業は申すに及ばず、農村でさへもこの大幅な値上りのために甚大な影響を受け、死活問題となつてゐる。電料金すらが死活問題となつてゐるところに現況の危機の深刻な姿が現れて来てゐるのであります。この不当な料金値上げに対する反対の声が各階層、全国至る所に起つておりますことは、すでに閣僚諸君もよく承知のところでありまして、これは明かに日本の平和産業の発展とは義理にも言えないのであります。その上に政府は何ら理由のない電力分断を強行せんとしてゐるのであります。電力分断を通じて日本産業は重大危機に立たされてゐるのであります。電力を握るものは日本の全産業を支配することができるのであります。すでに電力割当において、中小企業や農業用電力に対してはその割当を削減し、一方、火災工業、鉄鋼業、ビニール工業等の軍事的性格を持つ下請部門に対する割当は必要以上に割当てられてゐる。日本産業の構造替へをしようとしてゐるのであります。更に日本の電力が分断されれば、それによつて日本産業の利益は何ら増大しないばかりでなく、逆に日本の力は弱まり、国際独占資本が日本産業を容易に隷屬化せしめる結果を招き、現在行わ

れてゐる不均等な電力割当が一層強化され、日本産業構造そのものを完全に軍事的に再編成することになるのであります。このような産業構造の下においては、当然一層の低賃金、低米価が押し付けられ、日本の恐慌が更に深刻化する。これは必然でありまして、而も電力部門に対しては、現在すでに見返資金は私企業投資のうち四〇%が投入され、むしろ現在の恐慌を利用して日本産業の全的把握、日本産業支配の基礎を急速に作り出しつゝあります。このような背景の下に行われる電力分断は産業危機に拍車をかけるものとしか受取れないのであります。この分断を強行して果して何の利益を得ようとしてゐるのか。国民は大いなる疑惑と不満を持つてゐるのであります。總理大臣並びに閣僚諸君の所信はどうでありますか、率直明快に答弁をして頂きたいと思つてゐます。

次に現在直面してゐます恐慌の中で、この危機の最大の救済主として見返資金が登場して来ておりますことは周知のところでありまして、このことは、言葉を換へて言へば、吉田内閣の恐慌促進のための全政策が見返資金の比重を高め、その支配力を強化せんがための地ならしであることを証明してあります。而もかかる見返資金が、商法改正、国鉄、国有林野への出資、銀行等の増資への投入等によつて最大限に運用されんとしてゐることは、日本産業の危機を見返資金が救ふものではなくて、むしろ危機を利用して暴威を振うことに外ならない。かかる意味で、日本産業の危機によつて見返資金問題こそ最も注目すべき指標である。然るに

今般衆院を通過した見返資金特別会計法の一部改正法案に修正條項が盛り込まれてゐる。政府はそのような要請を受けたかどうか。この点については小澤野政相は、政府は何もこのような要請を受けていない、国会が直接要請されたと言つたが、この点、曖昧ならざる答弁を求める。小澤君の言が本當だとすれば、吉田内閣は完全なロボット内閣で、かかる最も重大な問題を関知しないといふことになるがどうか、この点、確答を求める。これは昨年同法が成立當時、我が党の反対により削除された條項の復活であり、見返資金運用の自主性放棄の合法化である。このような企図は現内閣の手による見返資金の統轄的運用のための中央銀行設置の地ならしとなり、かくして殖民地的臨時金融庫板としての任務に道を切り開くものとしか考えられない。かくすることによつて、数千億の資金を運用することの見返資金銀行は、日本の企業はおろか日銀までもその統制下に置く危険性すら潜められてゐる。更に問題はそれだけに盡きるのではなくして、見返資金による円クレジット設定問題との関連において、日本の貿易と東南アジアの軍事的紛争と結び付け、見返資金によつて日本が戦争の渦中に引き込まれんとする危険さである。(「そんなことではない」と呼ぶ者あり)これはデリー・テレグラフ紙がジュネツァ大使の東南アジア視察の結論として伝えている絶望的な東南アジアの諸地域に對して、現内閣がみずから進んで戦略物資輸送を行うための資金を国民の蓄積資金である見返資金から各国に與えようとするものであります。見返資金

は言うまでもなくその大部分は人民大衆の負担において蓄積されたものであります。このような国民の資金を他國の人民大衆の彈圧に使うことは、政治的にも極かならぬことであり、経済的にも、それによつて日本産業が一層危機に追い込まれ、失業が増大するといふ点で、決して喜ぶべきことではありません。吉田總理はかかる修正條項に賛成であるのか反対であるのか。又円建レート、円建クレジット設定と修正條項との関連は具体的に如何なるものであるか。現在未定であるとしても將來において結び付くと思ふが、どういふふうにて考へてゐるのか。以上の諸点に對して總理大臣並びに大藏、通商、安本の大閣諸君の明快なる御答弁を求めたいのであります。(拍手)

顯念すべきものがあつたのであります。併しながらい十月以降に於いて相當取返して、予想以上、殆んど予定の二倍に近い輸出を見るに至つたのであります。即ち上半期においては輸出が盛んになり、下半期においては輸出が盛んになつて、貿易の均衡を取返すということが日本の従来の現状であるのであります。故に今日において輸出において相當前期の通り參らぬとしまして、下半期において相當の活況を呈することを私は確信して疑わないのであります。又貿易状態は結局外國の經濟状況にもよるのであります。大戦を二度受けた世界の經濟、貿易が現状において世界の貿易の不況を生ずるといふことはむしろ當然であると言わなければならぬのであります。併しながらい御承知のごとくヨーロッパの復興についても、又殊に近來東南アジアの復興については米國政府が特に關心を持つてこの援助に相當の盡力をいたさんといはしてゐます。現にヨーロッパにおいてはわゆるマール・シャール・プランの災禍が挙りつゝあるものであります。故に世界的復興と共に日本の經濟状態或いは貿易状態が必ず復興するものと私は確信して疑わないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)又いわゆる中小企業その他の危機と称せられるものについては、殊に政府としては關心を持つてゐるのであります。併し、これも各國との間において各種の貿易協定がすでにでき上り、又將來と雖も、近き將來において現に問題になつてゐる所もありません。國別的に協定は漸次でき上るものと私は信じて疑わないのであります。この各國別の

産業危機について幾々御演説でありましたが、日本の産業危機と稱せられて、今日現在において各方面において相當苦境に立つてゐることは、政府としても甚だ心配に堪えないこととして考へております。併しながらい、今日先ず私として申述べたいと思ひますことは、産業危機と稱せられるものの主たる原因は、結局對外貿易が予想通りに參らない、種々支障を來たして期待するがごとく發展しないといふところにあります。併しこれもお考へを願わなければならぬことは、日本貿易の従来の情勢として、上半期においては輸入が盛んであり、下半期においては輸出が盛んになる、現に昨年のごときも上半期においては、大体六、九月頃までは日本の輸出の状況において甚だ

○國務大臣(吉田茂君) 答へをいたします。

貿易協定ができましたら、これ又日本の貿易を促進するゆえんであると思ふのであります。私はこの各国別の貿易協定に相当の期待を持ち、又その結果として現にいろいろの引合がなされておるのでありますから、下半期において相当の成績を得ることは私は確信して疑わないのであります。

電力問題その他については主幹大臣からお答えいたします。(拍手)

○國務大臣(青木孝義) 板野議員の御質問にお答えいたします。大蔵大臣は只今司令部に参つておりますので、大蔵大臣に対する御質問も私からお答えいたします。

第一に、産業危機という面からの特に税と中小企業関係を中心としての御質問でございますと思ひますが、日本経済の真の復興と安定ということは刻下の急務でありますことは言うまでもございません。このために政府は一連の安定施策をとつたのでありますけれども、最近物価とか或いは賃金、生産、貿易、これらにつきまして軒余曲折はございましたけれども、逐次安定の方向に向つたことは御承知の通りであります。ただこの施策の結果、中小企業であるとか或いは農業等にいろいろの不利益な結果を及ぼしつつある向きもあるかと存じますけれども、政府といたしましては、これが対策として金融その他の面について種々な措置を講じておる次第であります。

それから第二点は、ローガン構想によつて貿易或いはそれに関連する産業

の危機があると思ふかどうか。こういう御質問だと思ひますが、ローガン構想は御承知の通り昨年の十二月から輸出の自由というのを原則といたしまして、本年一月から更に輸入の自由、つまり民間輸入に關しましてとられた方策でございます。併しこれは相當の効果を挙げつつありますし、更に今後におきまして貿易振興上の成果を挙げるものと期待をいたしております。特に御質問の日英通商協定は、昨年未だのところでは相當入超額がございましてけれども、本年一月の中間檢討以後、その結果といたしまして、相手側も日本品に對して積極的にこの輸入のライセンスを下すことが約されておりますし、本年の上半期においても御承知の通り大幅の出超となる見込でありますし、スターリング地域向の輸出実績も本年に入りまして、殊に一月は不振でありましたけれども、二月から三月、時日の経過いたしまして、從つて累増をいたしております。それから又現在輸入増が相當額ありますが、これは併しながら民間輸入実施前の買付けに属しておりますので、これは民間輸入方式の罪というわけではございません。民間輸入の狙いはむしろ有効需要と輸入とを相互に交合させて行くということにあるのであります。輸入滞貨の問題が今後新しく大きい問題として起ることはないものと信じております。かように御承知を願ひたい。

それから電力の問題であります。電力問題は産業経済、それから国民生活に至る大の關係のございますことは、これ又止むを得ない点でありまして、現状では相當電力が不足しておりますので、供給量の増大を図るということが必要でございます。併しこのためには電力事業がベイスというようにいたしまして三割二分厘の料金といふものは最小限度でございます。この料金改訂はたゞ、渾水期に行われたい。第四・四半期は年々渾水期ということになつておりますので、そのために標準料金は割当量が低くて幾分料金も高いという結果になりましたけれども、幸いに豊水に恵まれましたので、料金も可なり低くなつて行くという見通しであります。年間を通じて見ますれば必ずしもそんなに高いものではないといふ見通しでございますが、從つて中小事業につきましても必ずしも高い料金とはならない。尙、農業に對する料金は特に高くからなないような措置を講じて参りたいと存じております。(拍手)

○國務大臣(小澤佐重喜) 板野君は直接に管弁を求めておられるのではないと思ひますが、一応私を指摘しまして衆議院の答弁に關して発言がありましたから、この点明らかにして置きたいと思ひます。

一昨日共産党の林君から、見返資金を電気通信事業の建設資金に使うといふことは、この日本の電信電話事業を奴隸化或いは植民地化するのではなにかという御質問がありました。併しながら板野君も御承知のように、昭和二十四年度におきましては、この百二十億といふものは公債発行資金に充てたけれども、二十五年度におきましては自己資金に編入することになつております。この自己資金に入れるといふことは、結論において、今申上げましたような日本の電信電話を植民地化或いは奴隸化するのではないかという御質問でありました。これは全然そういうことはない。という理由は、現に電気通信事業の資産再評価をいたしております。大体一千六百億の再評価をいたしております。千六百億の資金の下に百二十億程度のものを入れまして、決してこれは奴隸でも植民地化するのでもないといふことが一つと、見返資金勘定は板野君も御承知の通り、これは日本の会計でありまして、決して外国の会計ではございませんから、從つて奴隸化、植民地化といふことは全然御心配ありませんから、御安心願ひます。(拍手)

○國務大臣(小澤佐重喜) 板野君の再質問は四分間の範圍でお願いいたします。板野勝次君。

○板野勝次君 只今の總理大臣並びに安本長官の答弁は、極めて不満足であるばかりでなく、不親切であります。私の聞かんとおる点は、今の国内が極めて困難な事態の中にある、この困難な状態を如何にして打開して行くかとしておるのかどうか、この点の總理大臣の明快なる答弁を求めているのが一つ。第二には、ローガン構想による貿易の破綻、飢饉輸出の中から、国内の購買力はますます狭まつて来て、税金政勢やその他と相対つてますます困難な状態になつて来ておる。そのまゝ現在の貿易構想を押し進めて行くならば、ますます危機が押し迫つて来る、

この打開策について聞いておるのです。第三番目は、電力の分断計画といふものが、果してどのような利益が国民生活にもたらされるかどうか。この点には安本長官は何ら触れられていないのであります。更に見返資金の運用につきましても、小澤郵政相は只今いろいろのことを言われました。併し果して見返資金の運用が吉田内閣の自主性において本當に行われておるのかどうかといふことを、小澤郵政大臣の口からでなくして、總理大臣から明快なる答弁を求めたいのであります。それは見返資金特別会計法の一部改正の中に、曾て衆議院におきまして、この特別会計法の第五條の部分が、我が党の反対によつて削除された修正條項が、再び参議院において今度問題となつて来ておる。そしてこれを法律の條文の中から、我が国の政府の運用でできないような状態に変えようとしておる。こういう要請が連合国軍から、關係方面からなされたのかどうかあるか、こういうような要請は果して吉田内閣が御存じのことであるかどうか、こういう点についても聞いておるのであります。真に見返資金が我が国の内閣によつて自主的に運営され、将来も運営されるものであるかどうか、又特別会計法の改正をめぐつて、円レイト、円建クレジット、これらの改正問題が結び付いて行くのかどうかといふことに對して、国全体が多くの危機を持つておるのでありますから、この危機について、この機会に總理大臣の明確なる所信を天下に披瀝して頂きたいのであります。これが私の再々申し上げるゆゑであります。(拍手)

〔国務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたしますが、私に対する御質問の多くは、すでに私から答えた通りであり、又詳細については主管大臣からお答えをいたします。

〔国務大臣青木実義君登壇〕

○国務大臣(青木実義君) 板野議員から再び御質問でございますが、ローガン構想に基いて行われております貿易政策は日本の現状から見まして適當であると考へておりますし、この方針を順次実行して行くことによりまして御承知の通り日本の貿易が順調に進行する過程にあるということを先程申し上げたので、その点から申しても、お答えにはつきりなつておると思ひます。又それが常に危機であるといふふうにお考へになるイデオロギー的な「国民生活の悲惨な状態をどうする」と呼ぶ者あり。傾向が非常に強ひように私思ひましたが、それは現状を申述べて置いたのであります。(生活の実際はいつて言つておる)と呼ぶ者あり。生活の実際について申しまして、御承知の通り現実の状態がよく物語つておるというのを私も申しておるのであります。(失業者が、自殺者が出ておるのを何と云ふ)と呼ぶ者あり。更に見返資金の問題でありますが、これは御承知の通り我が国の財政金融政策上極めて重要な資金でありまして、これは日本政府がこれを自主的に決定いたしておるのであります。殊に通貨金融の調節という点にこれが重点が置かれておりますので、その線に沿ひまして現実に実行いたしておる次第でございます。それから又円建

クレジットでありますか、或いは円建の問題についての御質問がございまして、これは只今御承知かと思ひます。が韓国貿易使節が参つております。昨日から會議に入つておると思ひます。が、日韓の間にございましては従来ドルで計算をいたしておりました。併しなから、これは重要な物資についてこれをやつておられますが、向、円で以て、円資金の或る範囲においては、その他の諸難品について取引をしてもいいのではないかと考へて持つておられますが、まだはつきりした提案の要旨は分つておりませんので、そういうことが明白になり次第、我々としても申上げることは否かではございません。尙、十分政府としても検討いたしまして善処いたしたいと思ひます。

〔分断々々〕分断問題はどんな利益があるか言えないのか。もういいよ。〔分断々々〕言えないのだよ。と云う者あり。

〔吉川末次郎君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 吉川末次郎君。

○吉川末次郎君 本日はこの際、吉田自由党内閣の近時の行政態度と参議院の政治職能につきまして緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) 吉川末次郎君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 吉川末次郎君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと云う者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。吉川末次郎君。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 私はここに現下吉田自由党内閣がとつておられます政治態度と参議院の政治職能との關係につきまして、首相その他の閣僚諸君の御見解を承わらうと思ふのであります。先ず全體を通ずる質問の主旨を申し上げまして、その後に質問の事項を列挙いたしまして、その一つ一つについての御答弁を願ふように進めたいと思つておるものであります。

思ひまするのに、世界におきまして議會制度を採用いたしておりますところの、そのうちの約三分の二の多数の国がそれ〴〵二院制度を採択いたしまして、我が日本國憲法も又衆議院と相並んで参議院を設置いたしておりますところのゆえんのものは、直接國民の輿論を敏感に代表する立場に置かれておられます第一院の議決の行過ぎや或いは誤謬がありまして場合に、これを批判修正いたしまして、互に唇齒輔車の關係において國會の議決を、相待つて、より一層正しいものにして行く、そして國家のために誤まりなからしめんとするというのが目的であることは、もとより言うまでもないことであると思はれるのであります。この第二院の持つておられます政治的職能は、特に第一院即ち下院が一大政黨によつてその議席の絕對過半数を占められて、その有する圧倒的な政治勢力によつて支配されております場合におきまして、第二院即ち上院の有する政治的責任は、その場合更に一層重大となつて来るのであります。即ち第一院におけるその絕對過半数を占めております政黨の勢力は、行政部の勢力と相結合いたしましてオール・

マイテイの威力を発揮し、その欲するがままの政治を行ふことが出来ますがために、時としては政黨略略のためにはいかなる國民的輿論を犠牲に供するといふ專制的な決定を問々とするところの憂いをより多く生ずるからであると思ふのであります。現在の日本の衆議院は、私は正にその憂慮すべき危機に立つておるといふことを痛感せざるを得ないのであります。(その通り)と云う者あり。今期國會における政府及びその輿論でありますところの自由黨の行動を見ますと、先ず予算に関する法律が未だ制定せられておらぬのに先んじまして、輿論の多数の勢力を通じて衆議院はすでに予算案を通過せしめておるのであります。即ち本年度の予算はシャウプ税制改革報告に基きまして、國稅、地方稅を通ずる面的な制度上の大變革を先ず行ひまして、それを基礎といたしまして編成されるべき手筈になつておるのであります。その地方稅制についての改正法律案が國會に提出せられざる以前に、二十五年度の予算はすでに衆議院において議決され終つておるといふ有様なのであります。そして地方稅改正法案は数日前に漸くにして政府から國會に提出せらるることになつたのであります。

が、尙未だそれに関連してあります法案である地方財政平衡交付金法案は國會に提出さるに至つておらぬのであります。地方稅と國稅とは實質上不可分のものでありますから、地方稅制の改正が行はれるといふことと脱み合せて行くのでなければ、國の予算も決定することはできないのであります。併し地方稅法案といふものは地方

公共団体の財政に関する法律であるからして、直接國の予算とは無關係であるといふような形式的な議論も一応は或いは成り立ち得るかも知れません。併しなから國から地方公共団体に交付せらるべき平衡交付金に関する法律は、國の支出予算についての法律でございます。凡そ議會政治といふものは、人民に租稅を賦課することによりて對しての人民の協賛を得ることといふことのための會議から歴史的に発達したものであります。が、その骨格をなします法律の裏付けなくして予算のみそれ以前に成立せしめることがありいたしましたならば、そのこと自体は議會政治の本旨に反り、立憲政治を否認し、又法治主義を破壊するところの暴挙であると私は断ぜざるを得ないと思ふのであります。(その通り)と云う者あり。

又衆議院における輿論の昨今の横暴振りに至りましては、實に國民の立場より許し難いものが多いのであります。五井産業事件の調査要求を衆議院の委員會が否決いたしまして、臭いものに蓋をするといふような態度に出ましたことは、たゞそれ一つは例に過ぎないのでありますけれども、衆議院が輿論の多数の勢力をかりまして、現今その輿論の自由黨の議員の提出法案として議決後、参議院に回付して参ります多くの議案といふものを見ますといふと、その内容が極めて杜撰でありまして、何らかの地方的利害と結び付いておるような臭いが非常に高く感ぜられます。それが國家のためには必要であると

思われましますような議案、或いは地方的なものの頻々として多いということをは看取せざるを得ないのであります。私が直接加わつております常任委員会におきましても、私の直接関係したております委員会でも目下審議されておる二三の法案等を見ましても、例えは旧軍港市転換法案であるとか、或いは首都建設法案であるとか、又別府国際観光温泉文化都市建設法案というものが、主として自由党の衆議院議員諸君の提出せられておる法案にせうしたものを見受けざるを得ないのであります。私はこうした場合におきまして、

同僚の参議院議員の諸君が、二院制の本旨に鑑みて、公正な上院議員でなければならぬという見地において、我が日本国家をして誤まりなからしめるがために相共に自重厳正せられんことを切望いたしますと共に、首相であり自由党の総裁である吉田さんが特にこの際国家のために自党の肅正を期せられまして、慎重なる御考慮をお拂い下さらんことをば切にお願いするものであります。

とかく吉田内閣は、参議院において衆議院におけると同様なオール・マイティの独裁力を振うことができないというところについて聊か御苦勞があるように見受けられるのであります。私は、これこそはむしろ参議院が二院制度の建前において、正しい参議院としての機能を今日發揮しておるというところを示しておるの証拠それ自体であると考えるのであります。(拍手) 国家のためには、むしろそのこと自体は喜ぶべきことでなければならぬと考へておるのであります。以上説き

来たりましたところの論旨に基きまして、ここに先ず吉田総理大臣から四つの項目につきましても御答弁を得たいと思ふのであります。

即ち第一は、吉田さんは参議院の政治機能というものについてそも／＼どのような御見解を全般的にお持ちになつておるかということ、一つ御披露を願いたいと思ふのであります。第二番目には、総理大臣は、予算に関するところの法律が制定されておらない前に予算を議定しようというところは、法治主義、立憲主義に反し、法治主義、立憲主義を破壊するものであるというところの私の見解と同調されるかどうかということをお答弁を願いたいと思ふのであります。第三番目には、又総理大臣は、参議院において、政府の地方税法改正案或いは地方財政平衡交付金法案が政府からの提出が遅れておりますために、予算が衆議院の議決後三十日以内に審議を終了することができないで、それを議決することとが不可能になりました場合におきまして、衆議院の一方的議決を以て国会の議決とみなすところの憲法第六十條第二項の自然的な発動をするというやうな意味のことを政府側から放逐されておるのでありますが、私はそのやうな場合を生じましたときにおいては、これに關するところの法案の提出がななく、又法案の提出が政府側より遅延したということがその原因なんでありまして、かかる場合におけるところの政治的責任というものは明らかに政府それ自体が負わなければならないものであると考へるのであります。政府の御見解はそれに対して如何であるか

ということをお承りしたいのであります。(拍手)

尚、四番目に総理大臣から直接承わりたいと思ふことは、六月行われましますところの参議院議員の選挙におきまして若し自由党が敗北するならば、それに伴つて衆議院を解散するということの流説が自由党あたりから放逐せられておるのであります。(ノーク)と云ふ者あり)このやうな議論は二院制度におけるところの両院の独立性を認めないで、二院制度を否定するところの立場に立つところの私は誤まれる見解であると思へるのであります。極めて愚劣なところの議論であると思へるのであります。吉田内閣総理大臣はさうした流説についてどのようにお考えになつておるか。又その場合において衆議院を解散するやうなやうな意思を持つておいでになるかどうかということをお明らかにして頂きたいと思ふのであります。

向この機会に閣内閣であるところの本多内閣大臣より御答弁を願いたいことが二つあります。

軍港都市におけるところの軍用の土地、施設その他の財産を時価の五割以内の価格において地元に移譲するといふことを骨子としたましますところのこの法案につきましてもあります。即ち軍港の施設を適當の方法によりまして平和施設に利用転換するといふところの趣旨につきましてもは誰が反對する者はないと思ふのであります。地元の利権屋にせう／＼とが利用せられるやうな愛いがないかどうか。さういふことには飽くまでこれを防止しなければならぬと思ふのであります。この法案全般に於いての本多内閣大臣の見解を承わりたい。又首都の建設法案は、東京都の都市計画をば、現行都市計画法規以外に特別の法律を制定いたしました。特別の国からの保護をば東京都が得ようとするところの法案であります。私はこの法案につきましてもは論すべき多くのものを持つておりますが、すべて省略いたしますが、特にこの法案は地方自治法の基本的な精神であるところの地方分権主義に背反して、屋上屋を重ねるような機構を作るところの無用の法律であると思へるのであります。本多内閣大臣のこの法案に對するところの見解をこの機会に承わりたいと思ふのであります。又別府国際観光温泉文化都市建設法案は、これ又御承知のごとく別府市にばかり観光温泉都市としての特別の国の援助を受けようとするところの、主としてこれ又地元の自由党の議員を中心として提案されておるところの法案であります。典型的なおみやげの愚案であると思へるのであります。而もこのやうな得手勝手な地方自治制度の体系を紊亂する

ところの法案が、自由党議員の多数を通じまして、衆議院の當然にこれを審議すべきところの常任委員会にも付議することを省略いたしましたして直ちに本會議において議決可決されておりますといふことに至りましては、誠に私は国会の運営上許し難きことであると思へるのであります。(同感)その通りと云ふ者あり)本多内閣大臣はかくのごとき愚劣なる法案に對してどのような考へていらつしやるのであるか。又さうした議事の運営方法等についても併せて見解があるならば述べて頂いても結構だと思ふ。尚、今日御欠席になつておるのであるけれども、池田大蔵大臣から、以上述べましたことに関連いたしました、その關係事項について意見を承わりたいと思ふ。即ち予算に關するところの憲法第六十條第二項の適用の問題、予算案と予算に關する法律との關係であるとか、或いは旧軍港市転換法案の軍用財産の譲渡に關する規定等に關するところの大蔵省の見解を承わりたいのであります。

以上で以て私の質問を先づ終らしたいと思ふのであります。(拍手)

【國務大臣吉田茂君登壇、拍手】

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

第一の御質問は、参議院の政治的機能は何であるかというお尋ねであります。これは申すまでもなく二院制度を採用して国政の審議を慎重にするということにあると政府は考へておるのであります。

も、占領下にある日本も、これは関係が、
部と協力し協調して行くことになつて
おるのであります。故に互いに協調も
し、互いに慎重に審議をする結果、多
少法案が通れるという事は止むを得
ないところでありまして、併しなから
で、地方税の法案については議案に提
出したてゝあります。平衡交付金の法
案について遅れておりましたが、これは
近日提出いたすことになつておりま
す。

又参議院の選挙に自由党関係者が負
けたらば衆議院を解散するかというお
尋ねであります。解散する考えは毛
頭ございせん。

その他の問題については所管大臣か
らお答えいたします。

〔国務大臣(本多市郎君) 拍手〕
○国務大臣(本多市郎君) 先ず私に対
する御質問の要点ともいふべきもの
は、この予算案と地方税法案、平衡交
付金法案、これらは一体審議すべき
ものであるに拘わらず、これが遅れて
いるために審議が困難であるという御見
解についてであります。この予算案
と地方税法改正法案と平衡交付金法
案とが審議上可分なりや不可分なり
やという両院の御見解に對しまして
は、これは批判を差控へたいと存じま
すが、衆議院の方では可分であるとい
うことで審議を了せられたものと存
じます。これらの法案の関係を申述べ
ますと、地方税法の變更によつて、
今日の提案いたしてあります予算案
の中の内、それかの個所に変更を加えな
ければならぬ点があるかと申します
と、これはないと考へております。又
平衡交付金法の如何によつて、予算案
に変更を加えなければならぬ点が生じ

て、この点もいふと考へております。
今回の地方税法は、約四百億の財源を
市町村に専ら付與するといふことが目
的でありまして、勿論この税法全体の
根本的な改正でありますから、個々
の納税者にはそれ〴〵負担の變更はあ
りますけれども、併しとしては四百億の
財源の拡張であります。これも寄附
という無理な手段を以て四百億からの
ものが補充されておつたというシヤウ
ズ氏の調査に基く勧告もありまして、
その法律上の手続によらない無理
な財源でありますから、寄附というよ
うな方法を成るべくなくするといふ趣
旨から梓を拡張するだけでありまし
て、この梓の拡張によりまして、そう
したことがこれで大部分は正されるで
ある、これを狙つておるのでありま
して、四百億の増税といふのも実は
標準税率を以て計算した場合の見通し
であります。これも地方自治団体に
おきましてそれ〴〵経費の節約を図り
ます場合には、標準税率以下を徴して
も財源が賄えるといふことになるので
ありますから、実質的に幾ら増税にな
るかといふことは、税法の上からは計
算できないといふ、こういう關係にな
つております。この地方税法が變更に
なる場合、予算に變更を来たすか、予
算が修正される場合、地方税に何か
修正を加えなければならぬかという關
係は、私共としてはないと思つてお
ります。

又平衡交付金は、それ〴〵財政力に
応じまして財政需要額と財政収入額を
計算いたしまして、その標準額を一応
標準税率と需要額で算定いたしまし
て、不足分を平衡交付金で補填すると
いうことになつておりますが、これは
実はその計算通りに補填するのではな
いのでありまして、交付すべき標準額
を各市町村ごとに全部算定いたしまし
て、御決定願います予算の千五百億を
その標準交付額に按分する建前になつ
ておりますので、この平衡交付金の全
額が定まつて来るものではないのであ
ります。こういう關係から、予算とこの
平衡交付金の間に相互に、一方が修正
されれば一方に影響を及ぼし、修正し
なければならぬといふ關係が生じて
来ないと思つております。こうした点
を考へまして、衆議院の方でこの可分
審議を認めて頂いたといふことは決し
て不當な点があるとは思つておらない
のでございまして、更に平衡交付金の提
出の時期であります。これは關係方
面の承認を待つておる状態でございます
して、承認あり次第今日にも明日にも
提出したいと存じております。

その外、旧軍港市転換法その他い
ろいろと政府に對しまして特定の法律が
衆議院で提案されて審議中のようであ
ります。只今御指摘の法律案は盡く
国会提出でありまして、私共これが成
立いたしましたのは、その実施の面
においては最前のような利権屋の食い物
になるとか不正なことのないように
十分注意して実施したいと存じており
ますが、今の段階におきましては慎重
御審議をお願いする外ないと思つてお
ります。

○議長(佐藤尚武君) 池田大蔵大臣は
關係方面に赴いておられますので、後日
出席の際答弁される趣きでございま
す。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第
五、造幣庁特別会計法案、日程第六、
日本勧業銀行法等を廃止する法律案、
日程第七、銀行等の債券発行等に関す
る法律案、日程第八、退職職員に支給
する退職手当支給の財源に充てるため
の特別会計等からする一般会計への繰
入及び納付に関する法律案、日程第九、
薪炭供給調節特別会計法の廃止等に
関する法律案、(いずれも内閣提出、
衆議院送付)、以上五案を一括して議
題とすることに御異議ございせんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないもの
と認めます。先ず委員長長の報告を求め
ます。大蔵委員理事黒田英雄君。
〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

造幣庁特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十五年三月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
造幣庁特別会計法案
造幣庁特別会計法
目次

第一章 總則(第一條―第九條)
第二章 資本及び資産(第十條―
第十七條)
第三章 補助貨幣回收準備資金
(第十八條―第二十一條)
第四章 運轉資金(第二十二條―
第二十四條)
第五章 資金計画(第二十五條)
第六章 予算(第二十六條―第二
十八條)

第七章 収入及び支出(第二十九
條)

第八章 決算(第三十條―第三十
五條)

第九章 雜則(第三十六條―第三
十八條)

附則
第一章 總則

(設置)
第一條 造幣庁の事業を企業的に運
営し、その健全な発達に資するた
め、特別会計を設置し、一般会計
と区分して経理する。

(事業の範圍)
第二條 この法律において「造幣庁
の事業」とは、造幣庁の行う貨幣、
章は、記章、極印、合金及び
金銀工芸品の製造、貴金屬の精
製、配給及び品位の証明並びに銀
物の試験その他これらに附帶する
業務及び事務をいう。

(管理)
第三條 この会計は、大蔵大臣が、
法令の定めるところに従い、管理
する。

(計理の区分)
第四條 この会計においては、造幣
庁の事業の資産及び資本の増減異
動並びに利益又は損失を明らかに
するため、資産勘定、資本勘定及
び損益勘定を設けて計理するもの
とする。

2 資産勘定は、資産の増減及び異
動並びにその現在高を明らかにす
る。

3 資本勘定は、資本の増減及び異
動並びにその現在高を明らかにす
る。

第七條 収入及び支出(第二十九
條)
第八章 決算(第三十條―第三十
五條)
第九章 雜則(第三十六條―第三
十八條)
附則
第一章 總則
(設置)
第一條 造幣庁の事業を企業的に運
営し、その健全な発達に資するた
め、特別会計を設置し、一般会計
と区分して経理する。
(事業の範圍)
第二條 この法律において「造幣庁
の事業」とは、造幣庁の行う貨幣、
章は、記章、極印、合金及び
金銀工芸品の製造、貴金屬の精
製、配給及び品位の証明並びに銀
物の試験その他これらに附帶する
業務及び事務をいう。
(管理)
第三條 この会計は、大蔵大臣が、
法令の定めるところに従い、管理
する。
(計理の区分)
第四條 この会計においては、造幣
庁の事業の資産及び資本の増減異
動並びに利益又は損失を明らかに
するため、資産勘定、資本勘定及
び損益勘定を設けて計理するもの
とする。
2 資産勘定は、資産の増減及び異
動並びにその現在高を明らかにす
る。
3 資本勘定は、資本の増減及び異
動並びにその現在高を明らかにす
る。

4 損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

(計理の方法)

第五條 この会計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行ふ。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいつ発生したか及びその事実がいつの会計年度に属するかについての計理の基準は、政令で定める。

(原価計算)

第六條 この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣庁の事業に關し必要な原価計算を行うものとする。

(一般会計からの繰入)

第七條 政府は、補助貨幣(貨幣法(明治三十年法律第十六号)第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第一條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。)の製造のため、この会計の固定資産の増減及び改良に充てるに必要な金額並びに補助貨幣の製造に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定により、固定資産の増減及び改良に充てるため一般会計からこの会計に繰り入れた金額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

(引換貨幣又は回收貨幣の帰属)

第八條 政府において、引き換え、又は回収した補助貨幣は、この会計の資産に帰属するものとする。

(回收準備資金への繰入)

第九條 この会計において、製造済の補助貨幣で政府の発行に係るものの価額に相当する金額は、第十八條第一項に規定する補助貨幣回收準備資金に繰入しなければならない。

第二章 資本及び資産

(資本及びその整理区分)

第十條 この会計の資本は、固有資本、減価償却引当金及び借入資本の三種とする。

2 固有資本は、従前の造幣庁特別会計からこの会計に引き継いだ固定資本及び据置運轉資本の額並びに従前の造幣庁特別会計の資金に属する地金(引換貨幣及び回收貨幣を含む。)の価額に相当する金額の合計額とする。

3 減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却額の累積額(第十四條第三項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相当する金額とする。

4 借入資本は、この会計の負担に属する一時借入金、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

(資産及びその整理区分)

第十一條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、立木、竹、工作物、未完成工事、機械及び備本並びに大蔵大臣の指定する器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3 作業資産は、生産品、地金(引換貨幣及び回收貨幣を含む。)、原材料、備品及び未成品その他これらに準ずる物品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の価額)

第十二條 固定資産の価額は、その取得のために要した大蔵大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、時価を勘案して定めるものとする。

(減価償却)

第十三條 固定資産のうち、大蔵大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行うものとする。

(固定資産の価額の改定及び削除)

第十四條 固定資産の全部又は一部が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じてその価額を減額し、又は削除しなければならない。

2 一般物価の変動その他特殊の事由により固定資産の価額が著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3 前二項の規定により価額を減額し、又は削除する資産が償却資産であるときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却引当金を繰り戻すものとする。

(作業資産の価額)

第十五條 作業資産の価額は、購入価額又は製造に要した費額による。

2 前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由により前項の規定により価額を定めることが不適当である場合には、時価を勘案して定めるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、引換貨幣及び回收貨幣の価額は、地金の時価による。

(作業資産の価額の振替)

第十六條 作業資産を事業の用に供したときは、その価額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2 作業資産の取扱に要する諸費は、大蔵大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3 資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、大蔵大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の価額の改定及び削除)

第十七條 作業資産が著しく減損し、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、その減損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に応じて、その価額を減額し、又は削除し、又は規格に適合しなくなつた割合に応じて、その価額を改定することができる。

その価額を減額し、又は削除しなければならない。

2 毎会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五條の規定による価額以下に低落了した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならない。

第三章 補助貨幣回收準備資金

(回收準備資金の設置)

第十八條 補助貨幣の回收に充てるため、この会計に補助貨幣回收準備資金(以下「回收準備資金」という。)を置き、従前の造幣庁特別会計の資金に属していた現金、第九條の規定により繰入する金額及び第十九條第二項の規定による運用利益金(この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。)をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する回收準備資金として準備すべき額は、補助貨幣の発行現在高に相当する金額とする。

3 回收準備資金として準備した金額が当該年度末における補助貨幣発行現在高を超過するときは、当該超過額に相当する金額は、この会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(回收準備資金の運用及び運用益の処理)

第十九條 補助貨幣の発行によつて回收準備資金に生じた現金は、大蔵省預金部に預け入れる場合に限り、運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回

收準備資金の資産の価額が前條第二項に規定する額に達するまでは、回收準備資金に繰入するものとし、超過した場合は、当該超過額に相当する金額は、この会計の繰入に繰り入れるものとする。

第二十條 回收準備資金の計理方法

大蔵大臣の定めるところにより、この会計の繰入歳出外として計理するものとする。

第二十一條 回收準備資金の經理

は、大蔵大臣が造幣局長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

第四章 運轉資金

(一時借入金)

第二十二條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることができぬ。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

(國債整理基金特別会計への繰入)

第二十三條 この会計において、前條の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支拂に要する経費の支出に必要な金額は、その支出を要するときに、この會計の繰入に繰り入れるものとする。

第二十四條 この会計に余裕金があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

第五章 資金計画

第二十五條 この会計においては、回收準備資金の増減異動を明らかにし、運轉資金の資金繰りを円滑にするため、大蔵大臣の定めるところにより、資金計画をたて、且つ、その実績を明らかにしなければならない。

第六章 予算

(歳入歳出予算計算書の作製)

第二十六條 大蔵大臣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第二十七條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十八條 内閣は、毎會計年度、この会計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

なければならぬ。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書

二 前年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び第二十五條の規定による実績表

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び第二十五條の規定による実績表

四 國庫債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出の予定額並びに該會計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調査

第七章 収入及び支出

(収入及び支出の委任)

第二十九條 この会計の歳入歳出予算及び國庫債務負担行為は、財政法昭和二十二年法律第三十四号第三十一條第一項の規定により配賦のあつた後、予備費を除き、大蔵大臣が造幣局長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

第八章 決算

(財務諸表の作製)

第三十條 大蔵大臣は、毎會計年度、この会計の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益の資本金への増加)

第三十一條 この会計において、毎會計年度の決算上利益を生じたときは、その利益のうち当該年度末における固定資産及び作業資産の価額(第七條第一項の規定により増加した固定資産の価額及び第二十二條第三項の規定による一時借入金の借換額に相当する資産の価額並びに当該年度末における引換貨幣及び回收貨幣の残高に相当する価額及び未発行貨幣の価額を除く)から前年度末における当該資産の価額を控除した金額に相当する金額をこの会計の固有資本の増加に充てることができる。

(利益の一般會計への納付)

第三十二條 この会計において、毎會計年度の決算上の利益の額から、前條の規定によりこの会計の固有資本の増加に充てる金額を控除した残額は、当該利益を生じた年度の一般會計の歳入に納付するものとする。

2 前項の規定によりこの会計の決算上の利益を一般會計へ納付する場合において、この会計に属する現金が納付すべき利益の額に達しないとき、又はその金額の一部をこの会計の運轉資金の増加に充てる必要があるときは、大蔵大臣が当該年度の一般會計へ納付すべき金額を決定し、当該金額を納付するものとする。

3 前項の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、大蔵大臣の定めるところにより、一般會計へ納付しなければならない。

(損失の処理)

第三十三條 この会計において、毎會計年度における決算上損失を生じたときは、損失の繰越として整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第三十四條 大蔵大臣は、毎會計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるこの会計の歳入歳出決定計算書及びこの会計の債務に関する計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十五條 内閣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表、資本増減表及び第二十五條の規定による実績表

第九章 雑則

(支出未済の繰越)

第三十六條 この会計において、支拂義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完了までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法第四十三條の規定は、適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による

り繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

(経理規程)

第三十七條 大蔵大臣は、この会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、造幣庁の事業の能率的な運営と予算の適正な執行を図るため、経理規程を定めなければならない。

(実施規定)

第三十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 造幣庁特別会計法(大正四年法律第九号)(以下「旧特別会計法」という。)は、廃止する。但し、昭和二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

3 旧特別会計法第六條の規定により、従前の造幣庁特別会計の昭和二十四年度の決算における作業上の益金を資金に繰入する場合において、作業上の益金と作業に属する現金との差額とこの会計の運転資金に充てるため必要がある場合に大蔵大臣がこの会計の昭和二十四年度の資金計画を勘案して定める金額との合計額に相当する金額は、旧特別会計法第六條の規定にかかわらず、資金に繰入することを要しない。

4 前項の規定により資金に繰入することを要しない金額については、昭和二十六年年度までに、この会計から回収準備資金に繰入しなければならない。

5 この法律施行の際従前の造幣庁特別会計に属する資産及び資本並びに資金に属する地金、引換貨幣及び回収貨幣は、この会計に帰属するものとする。

6 この法律施行の際従前の造幣庁特別会計の資金に属する現金は、この会計の回収準備資金に帰属するものとする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

日本勧業銀行法等を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

日本勧業銀行法等を廃止する法律案

日本勧業銀行法等を廃止する法律案

左に掲げる法律は、廃止する。

日本勧業銀行法(明治二十九年法律第八十二号)

農工銀行法(明治二十九年法律第八十三号)

北海道殖産銀行法(明治三十二年法律第七十六号)

日本興業銀行法(明治三十三年法律第七十号)

沖繩農工銀行補助に關する法律(明治四十四年法律第二十六号)

日本勧業銀行及び農工銀行の合併に關する法律(大正十年法律第八十号)

興業債券の発行限度の特例に關する法律(昭和二十四年法律第七十九号)

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 旧日本勧業銀行法に基き設立された日本勧業銀行、旧北海道殖産銀行法に基き設立された北海道殖産銀行及び旧日本興業銀行法に基き設立された日本興業銀行は、この法律施行後においては、それぞれ銀行法(昭和二年法律第二十一号)に基き營業の免許を受けた銀行とみなす。

3 日本勧業銀行、北海道殖産銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後遅滞なく株主總會を招集し、この法律施行に伴い必要な定款の変更をしなければならない。

4 日本勧業銀行、北海道殖産銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後前項の規定による定款の変更があるまでは、当該銀行の定款にかかわらず、銀行法第一條第一項に掲げる業務並びに担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)による担保附社債に關する信託業及び銀行法第五條に規定する銀行業に附随する業務を営むことを目的とするものとみなす。

5 この法律施行前旧日本勧業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本勧業銀行の總裁、副總裁及び理事及び同條第三項の規定により選定された同行の監査役並びに旧日本興業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本興業銀行の總裁、副總裁及び理事及び同條第三項の規定により選任された同行の監査役であつて、この法律施行の際現にその職にあるものの任期は、第三項の株主總會終結の時に終了する。

6 前項に掲げる者の職務、権限、資格及び兼職の制限並びにこれらの事項に關する罰則の適用については、旧日本勧業銀行法及び旧日本興業銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

7 この法律施行前日本勧業銀行が発行した勧業債券、貯蓄債券及び國債債券、北海道殖産銀行が発行した北海道殖産債券並びに日本興業銀行が発行した興業債券については、旧日本勧業銀行法、旧北海道殖産銀行法及び旧日本興業銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

8 この法律施行前日本勧業銀行又は北海道殖産銀行がした貸付に關しては、旧日本勧業銀行法及び旧北海道殖産銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

9 旧日本勧業銀行法、旧北海道殖産銀行法又は旧日本興業銀行法の規定により積み立てられた日本勧業銀行、北海道殖産銀行又は日本興業銀行の準備金は、銀行法の規定により積み立てられた準備金とみなす。

10 この法律の施行に伴い私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「私的独占禁止法」という。)第十一條第一項(金融業を営む会社の株式の取得又は所有の制限)の規定に反して株式を所有することとなつた会社は、同項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間は、その株式を所有することができる。

11 前項の会社は、この法律施行の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有する株式について公正取引委員会に届け出なければならない。

12 第十項の会社は、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有している株式を処分したときは、その都度、その処分の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

13 前二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出があつた場合においては、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業員は、五万円以下の罰金に処する。

14 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても

15 同項の罰金刑を課する。

16 他の法令中「勸業債券」、「北海道拓殖債券」及び「興業債券」とあるのは、それぞれ「日本勸業銀行法の廃止前に発行された勸業債券」、「北海道拓殖銀行法の廃止前に発行された北海道拓殖債券」及び「日本興業銀行法の廃止前に発行された興業債券」と読み替へるものとする。

17 銀行等の債券発行等に関する法律昭和二十五年法律第 号の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに」を削る。
第三條第四項を削る。
第十八條中「日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行」及び「日本勸業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法」を削る。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

銀行等の債券発行等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年三月二十五日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
銀行等の債券発行等に関する法律案

銀行等の債券発行等に関する法律
(目的)
第一條 この法律は、銀行等に対し、債券の発行とあわせて米國對日援助見返資金の引受による優先株式の発行とをさせることにより、経済復興のため最も緊要とされる長期資金の円滑な供給を図ることを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「銀行」とは、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに銀行法(昭和二年法律第二十一号)に基づき營業の免許を受けている銀行をいう。

2 この法律において「自己資本」とは、資本金及び準備金(準備金、積立金、基金その他名称の如何を問はず利益のうちから積み立てられたものであつて、且つ、株主勘定に属するものをいう)をいう。
(債券の発行)
第三條 銀行は、自己資本の金額の二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券(通常「金融債」と称されるものをいう)の総額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。
2 前項の預金の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日以前一年間の毎日平均残高による。
3 第一項の債券の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日の債券の発行現在高による。

4 日本勸業銀行法(明治二十九年法律第八十二号)第三十四條第一項、北海道拓殖銀行法(明治三十二年法律第七十六号)第十二條第三項、日本興業銀行法(明治三十三年法律第七十号)第十二條及び第十二條ノ二並びに臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律(昭和二十三年法律第二十一号)第一項の規定は、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行が発行する債券の発行限度については適用しない。
(債券の借換発行の場合の特例)
第四條 銀行は、その発行した債券の借換のため一時前條第一項の規定によらないで債券を発行することができる。
2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内に抽せんをもつてその発行券面額に相当する旧債券を償還しなければならない。
3 前條第一項の預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえている場合において、銀行が借換のため発行する債券の償還期限は、借り換えられる債券の償還期限をこえることができない。
(債券発行の届出)
第五條 銀行は、第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

2 商法(明治三十四年法律第四十八号)第二百九十六條(社債発行についての特別決議)及び第二百九十八條(既存の社債に未拂込のある場合の社債発行の制限)の規定は、銀行が第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行する場合については適用しない。
(預金者と債券の権利者との平等の取扱)
第六條 銀行は、その発行する債券に担保を附することができない。
2 銀行の清算又は破産の場合において、債権の弁済については、預金者と債券の権利者とは、平等に取り扱われなければならない。
(債券の発行方法、登記等)
第七條 銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。
2 銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。
3 銀行は、債券を発行する場合において、売出的方法によることができない。この場合においては、売出期間を定めなければならない。
4 前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。
5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

1 銀行の商号
2 各債券の券面金額
3 債券の利率
4 債券償還の方法及び期限
5 債券の番号
6 商法第三百五條第一項(社債の登記)の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。
7 銀行は、売出的方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。
一 売出期間
二 債券の総額
三 致回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期
四 債券発行の価額又はその最低価額
五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項
8 銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
9 銀行は、その発行した債券を償還する場合においては、その償還金額に割増金を附けることができる。この場合においては、その方法及び金額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならない。
10 銀行が発行する債券の登記については、その総額(総額を致回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ。)を登記すれば足りる。
11 銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、

12 銀行は、その発行する債券の償還期限は、借り換えられる債券の償還期限をこえることができない。
(債券発行の届出)
第五條 銀行は、第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

12 銀行は、その発行する債券の償還期限は、借り換えられる債券の償還期限をこえることができない。
(債券発行の届出)
第五條 銀行は、第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

毎年三月末におけるその償還を終らない金額の合計額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

12 第十項の登記の申請書には、左の各号に掲げる書類を添付すれば足りる。

一 債券の発行につき取締役の決議のあつたことを証する書面
二 債券の引受を証する書面又は売出期間内における売上総額を証する書面

三 社債申込証

四 各債券につき拂込のあつたことを証する書面

(債券の消滅時効)

第八條 銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第九條 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、銀行が発行する債券の模造について準用する。

(銀行の利益の積立及び配当)

第十條 銀行は、毎營業年度末において、預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、毎營業年度における利益から当該營業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、資本金の額に当該營業年度の月数を除したものを十三分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのい

ずれか低い方の金額に達するまでの金額を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の場合においてなお利益があるときは、銀行は、株式に対し配当をすることが出来る。

3 第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の総額及び債券の総額の計算について準用する。この場合において「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎營業年度末」と読み替へるものとする。

(優先株式の発行)
第十一條 銀行は、この法律による債券の発行に資するため、国が米

国対日援助見返資金(以下「援助資金」という。)をもつて引き受ける場合に限り、この法律の定めるところにより、優先株式を発行することが出来る。

2 前項の優先株式は、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、議決権のない株式であつて銀行が利益又は資本の増加によつて得た資金をもつて消却することが出来るものでなければならない。

3 商法第二百四十二條第二項(無議決権株式の株金総額の制限)の規定は、第一項の優先株式(以下「優先株式」という。)の発行については適用しない。

4 優先株式を発行する銀行は、他の法令の規定にかかわらず、この法律により優先株式を発行する旨及び優先株式の数を定款に記載しなければならない。

5 銀行は、第一項の規定により優先株式を発行しようとするときは、優先株式の消却及び優先株式に対する配当に関する事項を記載した優先株式消却計画書を主務大臣に提出しなければならない。

6 銀行は、前項の優先株式消却計画書に記載した金額の優先株式の消却をしなければならぬ。この場合において、その金額は、毎營業年度につき、利益の百分の十に相当する金額を下ることができないものとする。

7 銀行が優先株式消却計画書に記載した事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(優先株式の引受)
第十二條 国は、援助資金をもつて優先株式を引き受けることが出来る。

2 前項の場合を除いては、何人も優先株式を引き受け、又は譲り受けることが出来ない。

3 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一條(政府の所有する株式又は出資の取扱)の規定は、国の所有する優先株式については適用しない。

(優先株式の消却及び優先株式に対する配当)
第十三條 優先株式を発行している銀行は、毎營業年度における利益のうちから、左の各号に定めるところにより優先株式の消却及び優先株式に対する配当をしなければならない。

一 利益から当該營業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額の優先株式の消却への充當

二 前号の金額を控除してなお利益があるときは、優先株式に対して優先株式消却計画書に定める割合(以下「優先配当割合」という。)に達するまでの金額の配當への充當

2 優先株式を発行している銀行は、前項各号の金額を控除してなお利益があるときは、これを優先株式以外の株式(以下「普通株式」という。)に対する配當及び優先株式の消却に充てることが出来る。

3 優先株式の消却は、額面金額により行う。

4 銀行は、利益をもつて優先株式を消却した場合においては、消却した優先株式の額面金額に相当する金額を準備金として積み立て、且つ、同額の資本を減少しなければならない。

5 銀行は、優先株式を資本の増加によつて得た資金をもつて消却し、資本を減少することが出来る。この場合においては、あらかじめ主務大臣の認可を受けなければならない。

6 商法第三百七十六條から第三百八十條まで資本減少の規定は、前二項の場合については適用しない。

7 第一項第二号の場合において、優先株式に対する配當金額が優先

配當割合によつて計算した金額に達しなかつたときは、当該銀行は、その不足額に相当する金額を、政令で定めるところにより、優先株式の総額の消却を終つた營業年度以後の各營業年度における利益のうちから、優先株式の株主であつた者に対して支拂わなければならない。

8 銀行が前項の不足額の全部を支拂う前に解散した場合において残余財産があるときは、まだ支拂われない不足額は、残余財産の分配に先き立つて支拂わなければならない。

9 優先株式の株主に対する残余財産の分配については、普通株式に優先してその額面金額を支拂うものとする。

第十四條 優先株式を発行している銀行は、毎營業年度末において預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず、毎營業年度における利益のうちから、左の各号に定めるところにより、優先株式の消却及び優先株式に対する配當をしなければならない。

一 利益から当該營業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額に達するまでの金額の優先株式の消却への充當。この場合において、銀行は、資本金の額に当該營業年度の月数を乗じたものを

十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのいずれか低い方の金額を下らない金額を準備金として積み立てなければならぬものとし、当該優先株式の消却への充当金額に相当する金額で準備金として積み立てられる金額は、この積立金額に含まれるものとする。

二 前号の消却への充当金額と積立金額とのいずれが多い方の金額を控除してなお利益があるときは、優先株式に対して優先配当割合に達するまでの金額の配当への充当

2 前條第二項の規定は、前項各号の金額を控除してなお利益がある場合について準用する。

3 第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の総額及び債券の総額の計算について準用する。

4 前條第七項及び第八項の規定は、第一項第二号の場合において優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に達しなかつた場合について準用する。

(他の法律による準備金の積立の免除等)

第十五條 銀行が、第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により準備金を積み立てたときは、その営業年度に

おいては、他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の積立は、することを要しない。但し、その額が他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の額に達しない場合におけるその不足額については、この限りでない。

2 第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により積み立てられた準備金は、他の準備金をもつて資本の欠損のてん補に充ててもなお不足する場合には、その不足額に相当する額を資本の欠損のてん補に充てる場合の外、使用することができない。

3 第十條の規定は、優先株式を発行している銀行には適用しない。

(農林中央金庫及び商工組合中央金庫についての準用)

第十六條 農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、自己資本(この場合において、第二條第二項中「株主勘定」とあるのは「出資者勘定」と読み替へるものとする。)の金額の二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。

2 前項の場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が発行する債券の発行限度については、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十七條第一項、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十一條及び臨時資金調整法の廃止に伴う措置に關

する法律第三項の規定は、適用しない。

3 第三條第二項及び第三項、第四條、第五條第一項、第六條、第七條(第六項、第十項及び第十二項を除く)、第八條及び第九條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券について、第十條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫について、第七條第十項及び第十二項の規定は、商工組合中央金庫の発行する債券についてそれぞれ準用する。この場合において、第十條中「利益」とあるのは「剰余金」と、「株式」とあるのは「出資」と読み替へるものとする。

第十七條 農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、この法律による債券の発行に資するため、国が援助資金をもつて引き受ける場合に限り、優先出資をさせることができる。

2 第十一條第二項、第四項から第七項まで、第十二條、第十三條第一項から第五項まで及び第七項から第九項まで、第十四條並びに第十五條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「株式」とあるのは「出資」と、「優先株式」とあるのは「優先出資」と、「普通株式」とあるのは「普通出資」と、「利益」とあるのは「剰余金」と読み替へるものとする。

3 前二項の場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫

庫法の規定にかかわらず、この法律に定めるところにより、出資の消却又は出資の減少をすることができ、この場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫法第七條において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第四十條及び第四十一條(出資の減少の手続)の規定は、適用しない。

(他の法律との関係)

第十八條 この法律の規定が、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する債券についての日本勸業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法並びにこれらの法律に基く命令の規定と矛盾し、又は抵触する場合においては、この法律の規定が優先する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に債券を発行している銀行の債券の発行に關しては、昭和二十五年三月三十一日までは、なお従前の例による。

(審査報告書は都合により「最終号」附録に掲載)

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武蔵

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律案

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律

(各特別会計からの繰入)

第二條 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に關する政令(昭和二十四年政令第二百六十三号)第五條第一項又は昭和二十四年度總合均衡予算の實施に伴う退職手当の臨時措置に關する政令(昭和二十四年政令第二百六十四号)第十條第一項に規定する差額に相当する退職手当を支給する財源に充てるため、港幣庁特別会計、印刷庁特別会計、大蔵省預金部特別会計、厚生保險特別会計、船員保險特別会計、国立病院特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保險特別会計、漁船再保險特別会計、国有林野事業特別会計、国営競馬特別会計、アルコール専売事業特別会計、貿易特別会計、郵政事業特別会計、電気通信事業特別会計、労働者災害補償保險特別会計及び失業保險特別会計(以下「各特別会計」という。)か

ら、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(公団等からの納付)

第二條 法令による公団、日本専売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫及び船舶運賃會、(以下「公団等」といふ。)は、その退職した職員で失業しているものに對し前條に規定する退職手当を支給する財源に充てるため、当該公団等の負担すべき金額を、当該公団等の予算の定めるところにより、政府の一般会計に納付しなければならない。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)
新炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年三月二十五日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
新炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案
新炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律
第一條 新炭需給調節特別会計法(昭和二十二年法律第四百七十七号)は、廃止する。

第三條 一般会計において前二條の規定により各特別会計及び公団等から受け入れた金額が、当該年度における各特別会計及び公団等の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において前二條の規定により各特別会計及び公団等から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌年度までに各特別会計及び公団等から補てんするものとする。

第二條 新炭需給調節特別会計において、新炭需給調節特別会計法第五條第二項の規定により借り換えた証券の償還、財源に充てるため、一年内に償還すべき証券を発行することができる。

附則

第一條又は第二條の規定による繰入及び納付の方法について必要な事項は、政令で定める。
附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

4 国営競馬特別会計法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第七條の次に次の一條を加える。
(歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書の作製及び送付)
第七條の二 農林大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。
(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第十一條の二 農林大臣は、毎會計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十三條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。
3 農林大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

第十四條の次に次の一條を加える。
(一時借入金金の利子相当額の繰入)
第十四條の二 この會計の投票券勘定又は業務勘定の負担に属する一時借入金金の利子に相当する金額は、毎會計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

○黒田英雄君登壇、拍手
只今上程されました五つの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先づ造幣庁特別会計法案の件につきまして御報告をいたします。従来の造幣庁特別会計の経理方法は造幣庁の事業の企業運営に副わない点があり、したので、従前の特別会計を廃止し、次の趣旨によりまして新たに特別会計を設けんとするものであります。即ち従来の特別会計におきましては、補助貨幣の製造に必要な経費は歳出を以て整理し、又補助貨幣の発行高に相当する金額は歳入として整理しておつたのであります。今回これを改めて、補助貨幣の製造に必要な経費は予算の定むるところによりまして一般会計から繰入れ、又補助貨幣の発行高に相当する金額は将来の回収に備へまして準備金として積立てる外、利益及び損失の処理、資金の運用方法、予算及び決算の手続等に関しまして、特別会計として必要な諸規定の整備をいたさんとするものであります。委員会におき

ましては種々熱心なる質疑応答が交されましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと思ひます。かくして質疑を終了いたしました。討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものなりと決定いたしましたのであります。

次に日本勧業銀行法等を廃止する法律案について御報告をいたします。現在我が国におきましていわゆる特別銀行と称せられるものには、日本銀行の外に日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行等がありますが、終戦後諸般の情勢の変化に伴ひまして、日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法の改廃を必要とするに至つたのであります。その理由をいたしましては、これら三特別銀行につきまして、第一に政府との特別の關係等特殊の色彩の排除、第二に金融機關再建整備等によりまして業務内容の変化であります。これら三特別銀行法を廃止することは金融制度全般と密接に關連する問題であります。今回銀行等の債券発行等に関する法律案によつて銀行一般に金融債の発行が認められることになりましたので、この際、本廃止法案を提出することになつたのであります。

本案は本年四月一日を以て日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法の廃止を主たる目的としておるのであります。これに關連いたしまして旧農工銀行關係の法律及び興業債券の發行限度の特例に関する法律をも併せ廃止することとしたしております。その他の規定は三特別銀行の普通銀行化に伴ふ必要な経過的措置を規定してあるのであります。即ち第一に、

從來各特別銀行法に基いて設立された日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後におきましてはそれ／＼普通銀行を律する銀行法に基いて営業の免許を受けた銀行とみなすことになつておるのであります。更にこれら三銀行は、四月一日以後におきまして遅滞なく株主總會を招集し、必要な定款の変更を行ふべきものとしております。又從來政府の任命でありました日本勸業銀行及び日本興業銀行の正副總裁及び理事等は、この株主總會終結の時にその任期を終了することになつておるのであります。第二に、從來これらの三銀行が発行いたしました債券及び日本勸業銀行又は北海道拓殖銀行がいたしました特殊の貸付に關しては、尙、旧法によるものとしたしてあるのであります。第三に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定によりますれば、銀行は競争關係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を所有することを禁止されておるのであります。が、この法律が施行せられまゝと、現在他の銀行がこれら三特別銀行の株式を所有していること、及びこれらの三特別銀行が他の銀行の株式を所有していることがこの規定に違反する結果となりまゝで、一年間を限つてこれら株式の所有を認めることによりまして制度の円滑なる切換えを期しておるのであります。本案審議に當りましては種々熱心な応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によつて御覽を願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了いたし、討論採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

次に銀行等の債券発行等に関する法律案について御報告をいたします。政府は終戦以來、金融面ににおきまして経済の安定復興のため諸施策を實行して來たのであります。が、昨年初頭における復興金融金庫の機能停止後におきまする長期資金の供給のために努力を行なつて参りましたが、莫大なる長期資金の需要を賄ふのに必ずしも十分ではないのであります。そこで銀行等による長期資金調達の手段といたしまして、銀行並びに農林及び商工組合の両中央金庫に對し債券発行について特例を定め、長期金融の打開に積極的、根本的な施策をとらんとするものであります。本案において対象としておる金融機関は、日本興業銀行、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに銀行法に基いて営業の免許を受けておる銀行であります。これらの金融機関に對し本案におきまして規定しておる主な点を申し上げます。第一に銀行等による金融債の発行であります。銀行等は自己資本の金額の二十倍相当額から預金の総額と既発行の債券の総額との合計金額を控除した残額に相當する金額を限つて債券を発行することができるとし、これに關連して商法の特例その他金融債の発行に對して必要な規定を設けたこととあります。第二はこの債券の発行に資するため米國對日援助見返資金による銀行等の優先株の引受であります。銀行等はこの法律による債券の発行に資するため米國對日援助見返資金を以て引受ける場合に限つて、この法律による特殊の優先株式又は優先出資を発行することができるといふこととあります。その法律的

性格は、一つには利益又は資本の増加によつて得た資金を以て償却できるものであること、二は議決権のない株式であること、三は配当及び残余財産の分配に對して優先的内容が約束されておることの三つであります。第三は、銀行等の自己資本の充實のため必要な規定を設けたこととあります。同時に普通株式に對する配当については別段の法律的制約を加へないこととしたのであります。本案審議に當りましては種々熱心なる質疑が交されたのであります。その詳細は速記録によつて御覽を願ひたいと思ひます。かくして質疑を終了いたし、討論に入り、油井委員、平沼委員より賛成、板野委員より反対の意見がそれ／＼述べられまして、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等からする一般會計への繰入及び納付に關する法律案について御報告をいたします。退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等からする一般會計への繰入及び納付に關する法律案は、政府又は公団等の退職職員で失業している者に対する退職手当を、このたび公共職業安定所において支給することとなるのに伴ひまして、その支給財源に充てるため、各特別會計又は公団等の負担額を予算の定めるところによりまして一般會計へ繰入れ又は納付する措置を講じようとするものであります。次に一般會計の受入金の過不足額を調整する措置としまして、受入額が各特別會計及び公団等の負担額を超過した場合には翌年度の負担額に充當し、尙余りがあるときには翌々年度までに各特別會計及び公団等に返還し、不足した場合には翌々年度までに各特別會計及び公団等から補填しようとするものであります。委員會におきましては種々熱心なる質疑応答が交されたのであります。その詳細は速記録によつて御覽を願ひたいと思ひます。かくして質疑を終了いたし、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に新炭薪給調節特別會計法の廃止等に関する法律案について御報告いたします。政府は薪炭の需給の統制と薪炭需給調節特別會計を廃止することを前提として、昭和二十四年七月三十一日以前新炭薪入を停止し、残務の整理に努め、又その整理を促進させる必要上、今国会におきまして、この會計の債務の支拂財源に充てるために五十四億七千万円を一般會計からの繰入金をする等の措置を講じたのであります。今昭和二十五年四月一日を以てこの會計を廃止することにいたしましたのであります。尙この會計の昨年十二月當時におきましては、年度内におきまして一切の新炭薪証券及び大部分の債務の償還が可能であることが予想されたのであります。その後諸般の情勢から清算事務が進捗せず、現在の見通しといたしましては、年度末におきまして尙若干の収入未済債権、年度内償還不能の新炭薪証券その他の支拂未済債務が残ることが予想されるのであります。よつて止むを得ず昭和二十四年度におきましてこの會計の借換証券の償還財源に充てるための証券を発行することができることとし、この會計に属する資金及び負債の一切を一般會計に引継ぐことになつたのであります。又この特別會計法廃止後の昭和二十四年度の歳入歳出決算の作成及びこの特別會計法の規定を准用しておりました國營馬場特別會計法を併せて改正する等、この會計の廃止に伴う経過措置を規定しようとするものであります。本案審議に當りましては種々熱心なる質疑応答が交されたのであります。その詳細は速記録によつて御覽を願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了いたし、討論に入り、木内委員、森下委員、平沼委員からそれ／＼賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

以上五法律案についての御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより五案の採決をいたします。五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。(異議あり／＼と叫ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて五案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十、夏時刻法の一部を改正する法律案、日程第十一、労働組合法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めま

す。労働委員会理事平野善治郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

夏時刻法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

夏時刻法の一部を改正する法律案

夏時刻法の一部を改正する法律案

夏時刻法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

労働組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二十項中「東京都」を「東京都、北海道、大阪府及び福岡県」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 北海道、大阪府又は福岡県の地方労働委員会は、当該地方労働委員会の委員の定数のうち、労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加した数を充てるため、新たに委員が任命されるまでは、なお改正前の定数をもつて組織する。

3 前項の地方労働委員会の委員であつて、当該地方労働委員会の委員の定数のうち労働組合法第十九條第二十項の改正規定により増加した数を充てるため新たに任命されたものの任期は、同條同項本文において準用する同條第十一項本文の規定にかかわらず、任命の日からこの法律施行の期現に当該地方労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

〔平野善治郎君登壇、拍手〕

○平野善治郎君 只今議題となりました夏時刻法の一部を改正する法律案につきましても、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。政府の提案理由によりますと、現行夏時刻法は四月の第一土曜日より開始されるのでありますが、現行法通り実施いたしますときは、早朝又は寒冷時に起床を余儀なくされる等、実生活面において種々の不都合な点が四月においては特に顕著であります。又本法律の

主なる目的の一つである電力の節約につきましても、四月は一般に雪解けのため水力電氣も増加して電力の需給関係は年間を通じて最も緩和される時期でありますから、開始の時期を一ヶ月延長いたしましたも、さしたる悪影響はないものと考えられるのであります。か

ら、夏時刻法の現行開始時期を一ヶ月延期し、五月の第一土曜日に改めんとするものであります。委員会においては、三月八日政府より提案理由の説明を聞き、次いで同十七日公聴会を開き、学識経験者事業主、労働者、農業者、主婦等十一名より意見を聴取いたしましたところ、夏時刻法を現行法通り実施すれば、労働者には睡眠不足、過労等のため事故が多くなり、又北海道方面においては未明の寒冷時に起床するため暖房費の増大を来たす等、実生活に不都合が多いから、実施の時期を一ヶ月延期せんとする改正案に賛成する意見が圧倒的でありましたが、他方、農業方面では、未明と共に起床し農耕に従事するものであるから、むしろ現行法を可とする意見の陳述もありました。次いで三月二十七日、二十八日の両日、慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論を省略して採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案につきましても、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。現行労働組合法におきましては、地方労働委員会の定数は五人とな

つておりまして、例外として東京都地方労働委員会のみは、その事務が多量なため七人となつておるのであります。現行法施行の実績に鑑みまするに、北海道、大阪府及び福岡県の地方労働委員会につきましては、労働組合の致、事業場の致、又事業場労働者の致、府県人口致及び争議発生件数、争議参加人員致、不当労働行為件数等を勘案いたしましたして、その事務は他の府県の地方労働委員会の事務に比して相当繁忙でありまして、その事務の処理を迅速にし、労働組合法及び労働関係調整法の施行を円滑にいたしまするには、これら三つの地方労働委員会の定数を七名に増加する必要があると認められるのであります。本案につき委員会におきましては、三月二十七日、二十八日の両日に亘りまして審議をいたしました結果、質疑の後、討論を省略し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず夏時刻法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君） 日程第十二、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長中山善彦君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号及び第二号を次のように改める。

一 三等の貨率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルをこえ五百キロメートルまでは一円五十五銭、五百キロメートルをこえ一千キロメートルまでは一円六十五銭、一千キロメートルをこえ二千キロメートルまでは一円七十五銭とする。

二 二等の運賃は三等の二倍、一等の

四六三

運賃は三等の四倍の額とする。但し、通行税が課せられていた間は、二等の運賃は三等の百二十分の二百倍、一等の運賃は三等の百二十分の四百倍とする。

第四條に次の但書を加える。

但し、通行税が課せられていた間は、一等の運賃及び二等の運賃は、それぞれ同表に掲げる一等の運賃及び二等の運賃の百二十分の百とする。

第六條に次の但書を加える。

但し、通行税が課せられていた間は、一等料金及び二等料金は、それぞれ同表に掲げる一等料金及び二等料金の百二十分の百とする。

第九條中「賃率」を「運賃及び料金」に改める。

別表第一及び別表第二をそれぞれ次のように改める。

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航 路 別			三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森	函館	間	160円	320円	1,040円
宇野	高松	間	30	60	
仁方	堀江	間	100	200	
宮島	宮島	間	10		
大島	小松	港間	15		
下関	門司	港間	15		

別表第二

第六條の規定による急行料金

種別	地 帯 別	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行料金	600キロメートルまで	400円	800円	1,200円
	1200キロメートルまで	600	1,200	1,800
	1201キロメートル以上	800	1,600	2,400
急行料金	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	200	400	600
	1200キロメートルまで	300	600	900
	1201キロメートル以上	400	800	1,200
準急行料金	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	120	180
	600キロメートルまで	100	200	300
	601キロメートル以上	150	300	450

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

〔中山道参事院、拍手〕

○中山道参事院 只今上程になりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案の要旨は、只今国会に提出されております通行税法の一部を改正する法律案によつて、来たる四月一日から三等の運賃及び急行料金は無税、一、二等の運賃、料金には二〇%の課税がなされることになっておりますので、この際、国有鉄道の旅客運賃の一部を改正し、以て国民負担の軽減を図ろうとするものであります。その方法としては、先ず第一に遠距離運賃の制の強化であります。即ち現行の二段階制に、新たに五百一キロメートル以上千キロメートルまで、千一キロメートル以上の二地帯を追加いたしまして四段階制とし、遠距離旅客の負担を大幅に軽減せんとするものであります。次に、一、二等旅客運賃の倍率の引下げ、即ち一等については従来の三等の六倍を四倍に、二等については三等の三倍を二倍に引下げるものがあります。第三は長期定期旅客運賃の割引率の増加であります。即ち現在三ヶ月、六ヶ月の定期旅客運賃の割引率は一ヶ月定期旅客運賃と同様であります。が、今回の改正におきましては、三ヶ月定期は一ヶ月定期運賃を三倍したものに對し一割引、六ヶ月定期は六倍したものに對し一割五分引せんとするものであります。尚この機会に、普通急行及び準急行について近距離利用

者の負担の軽減を図り、三百キロメートルまでの料金が新たに設定され、又特に收支の均衡を得ない航路運賃が改正されておるのであります。以上が国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の概要であります。

委員会におきましては、当局から詳細なる説明を聴取し、審議しましたが、その詳細は委員会速記録を御覧願ひのこととしたしまして、主なる質疑事項につき二申上げますと、高田委員より、国有鉄道の運賃改正に關連し私鉄の運賃について質したところ、当局としては、私鉄の現状より見て私鉄の運賃も四月一日より一部改正の予定であつたが、尙検討の余地があり、未決定のままとなつてゐるので、四月一日からの実施は不可能である旨の答弁があり、又小泉委員より、鉄道の一、二等運賃の倍率引下げにより民間航路運賃と調整を図る要はないかとの質問については、当局より、現行の汽車の一、二等運賃は戦時中の特殊な情勢の下において半ば禁止の意味を以て定められたものである、今回一、二等の倍率引下げを行い、運賃形態を整えたのである、鉄道運賃と海上運賃とは、所要時間なり、旅行の快適性なり、本質的に異なる点があるので、交通量の転嫁が運賃の点のみで起るものとは限らず、従つて倍率の引下げにより必ずしも海上運賃を不当に圧迫するものとは考えられないとの答弁がありました。統いて討論に入りましたところ、丹羽委員より、運賃値下げは国民負担の軽減となるので本案に賛成の意を表明せられ、同時にこれによりサービスの低下を来たさざるよう要望され、又前之國委員より、遠距離運賃等サービスの向上

を内容とする本案につき賛意を表し、更に、鉄道は公共機関であるから、都市中心のみにサービスを集中することなく、地方のことをも考慮し、地方交通、殊に遠距離交通の確立とサービスの向上をこの上とも図られたい旨を強く希望し、本案に賛成の旨の意見を陳べられました。統いて採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

議事の都合により午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時二十七分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

参事をして報告いたさせます。

〔佐藤参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

米國対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案修正議決報告書

本日議員木内四郎君外三名から、委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

米國対日援助見返資金の特定教育事業に對する使用に關する決議案

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十五日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案
米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案

米國対日援助見返資金特別會計法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「公私企業を」「國以外の公企業若しくは私企業」に、「公企業」を「國又は國以外の公企業」に改め、第二項中「前項」を「第一項」に改め、第五項中「第三項」を「第四項」に改め、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 援助資金は、前項に規定する費途に充てる場合使用する外、國

又は都道府県の行う政令で定める民間情報教育事業の運営に必要な費途に充てるため、國又は都道府県に對する資金に使用することができ。

第六條第一項中「運用又は」の下に「第四條第一項若しくは第二項の規定による」を加え、同條第二項を削る。

第十條に次の一項を加える。

2 この會計の毎會計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができ。

第十四條の見出しを「日本銀行等の資金運用等に関する事務の取扱」に改め、同條中「第三項」を「第四項」に改め、「日本銀行」の下に「及び大蔵大臣の指定するその他の金融機関(以下「指定金融機関」という。)」を加え、同條に次の三項を加える。

2 政府は、日本銀行及び指定金融機関に對し、援助資金の運用に必要な資金を交付することができ。

3 指定金融機関は、他の法令に基く当該指定金融機関の業務の制限にかかわらず、第一項に規定する事務を行い、及び援助資金の私企業に對する運用に基く國の債權につき債務の保証をすることができ。

4 第一項に規定する事務の取扱手数料及び前項の規定による指定金融機関の債務の保証に要する経費は、この會計の負担とすることができ。

第十五條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 只今上程されました米國対日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の要点を申し上げますと、その第一点は、總司令部民間情報教育部の指導によつて行われる、國又は地方公共団体の民間情報教育事業に見返資金を使用する途を開こうとするものであります。第二点は、見返資金の歳出予算残額を順次翌年度に繰越して使用することができるようになしうとするものであります。又第三点は、従来日本銀行のみが援助資金の運用事務を行なつておつたのでありますが、事務の円滑を図るために、大蔵大臣の指定する金融機関にもこれを取扱せようとするものであります。

本案の審議に當りまして各委員より熱心なる御質疑があつたのであります。が、詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了いたしました。討論に入りまして、ところ、一委員より次の修正案が提出せられました。即ち衆議院送付の原案によりますと、第四條に新たに第二項を加え、援助資金を教育事業に使用する場合につき、やや詳細な規定を設けることになつておつたのであります。が、諸般の事情によりまして、むしろ、第四條中に特定の教育事業に使用できる旨を簡單に規定する方が適當であるという修正意見であります。右修正案は採決の結果、全会一致を以て可決せられました。

した。次いで修正箇所を除く原案について採決をいたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたしました次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本案に對し討論の通告がございします。これより発言を許します。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 日本共産党は、只今上程されました原案並びに修正案に對して断乎として反對するものであります。すでに見返資金運用の自主性放棄について、本日午前中の本會議において私が党を代表して緊急質問をしたのであります。が、これに對しまして政府は一言の答弁もなし得なかつたのであります。而も私が本會議でこの緊急質問をしておる間に、大蔵委員会におきましては、本會議開会中の討論採決は中止して貰ひたいと私から嚴重に申入れて置いたのにも拘りませず、予め仕組まれた計画なのか、定足数にも達しない僅か少数の人を以ちまして二分間程度を以てこの修正案を審議、通過させてしまつたのであります。これは單なる手続上の問題ではなく、全く國會が自主性をみずから進んで放棄したという点で重大な問題であります。

(拍手)國會が何ら日本國民のためのものでないことを、完全に暴露したものであると言われても仕方がない次第であります。(ノー／＼と呼ぶ者あり)衆議院から回付して来た改正案について、何故更に歪曲変更し、適用範圍を拡大したのか。この意圖こそは見返資金運用の自主性をいよく放棄せんと

するものに外ならぬ。すでに今まで見返資金制度は日本産業の軍事的植民地化のために運用されて来たが、(ノー／＼と呼ぶ者あり)この度は更に、現在行われておるところの一連の愚民政策を決定的なものにするために、教育、文化の植民地化の挺子として運用され

るという点で、今回の改正は特に重大であります。この点に殊更に目を蔽い、國會法を守らず、ろく／＼審議も許さず委員會を通過させたということは、日本の國會として誠に無責任至極であります。奴隷と雖も魂までは売らない。然るに我が日本の國會は、日本の魂である教育までも売ろうとしてゐるのであります。(ノー／＼と呼ぶ者あり、拍手)このことは常識ある人民大衆の一大痛恨事ではなければなりません。この次に來たるものは何か。我々が愛國者と共に考えるべきは、誠に慄然とせざるを得ないのであります。嘲声を発する者こそ、真に日本を思ひないからであります。心ある同僚議員諸君が本改竄案の否決に協力されんことをひとえに希望いたしました。本改正原案並びに修正案に反對するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございします。委員長報告の通り修正議決することは賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数を認めま

過す。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、米國對日援助見返資金の特定教育事業に対する使用に関する決議案(木内四郎君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。(異議あり)と呼ぶ者あり)本決議案につきましては、木内四郎君外三名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 異議ありという声がありましたから起立に問います。委員会審査省略の要求に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会の審査を省略することに決しました。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。木内四郎君。

米國對日援助見返資金の特定教育事業に対する使用に関する決議案 右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十五年三月二十八日

発議者

木内 四郎 黒田 英雄

九鬼紋十郎 森下 政一

米國對日援助見返資金の特定教育事業に対する使用に関する決議案

米國對日援助見返資金特別会計法は、資金を特定の教育事業のために使用することを規定しているが、その特定の教育事業に伴う経費については、予め連合国最高司令官の指示を受けなければならない。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○本内閣閣員 只今議題となりました米國對日援助見返資金の特定教育事業に対する使用に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

先ず決議案の朗読をいたします。お手許に配付して置きましたが、決議案の朗読をいたします。

米國對日援助見返資金の特定教育事業に対する使用に関する決議案

米國對日援助見返資金特別会計法は、資金を特定の教育事業のために使用することを規定しているが、その特定の教育事業に伴う経費については、予め連合国最高司令官の指示を受けなければならない。

右決議する。

先程御報告いたしました可決された法律によりまして、今回見返資金を民間情報教育事業に使用することになるのではありませんが、これが使用方の詳細を国内法に規定することは却つていろいろの支障を来たす虞れがあるためです。簡単な字句に修正されたのであります。併しながら見返資金の本質に鑑みまして、政府が実際に支出する

る場合におきましては連合国最高司令官の指示を受けるべきものと考へられますので、大蔵委員会に属する多数委員の共同提案として、この決議案を提出いたしました次第であります。

何とぞこの趣旨に御賛同下され、満場一致御賛成あらんことを切望する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し討論の通告がございます。これより発言を許します。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 只今私は米國對日援助見返資金特別会計法の一部改正原案並びに修正案に対して反対して参つたのであります。遺憾ながら通過成立いたしました。併しこの決議案に對しては少くとも大蔵委員会において慎重審議をしなければならぬものであります。何故なら、飽くまでも我が國の国會は我が日本の國民のための國會であります。更に日本の政府も又日本の自主権を回復して行く、日本の政府は自主的に運営されなければならないものであります。すでに見返資金の性格については、今朝における私の緊急質問において、更に又先程の反対討論において明らかにして参つたところでありますから、重ねて申し上げることは差控えますけれども、このような決議案を何故に出されなければならないのか、何故に必要であるのかということ、は、只今の趣旨弁明の中には、一かけら程も見出すことができなかったものであります。私連合國議員が、このような状態、このような屈辱的な決議案を何故進んで行なわなければならないか、毫も積極的な理由がないのであります。この理由のないものをここで決議

案として上程して行くことに、國會外における誰がこの決議に喜んで賛成する者があるでしょうか。この理由によりまして我が党はこの決議案に断乎反対を表明するものであります。(理由はないじやないか)と呼ぶ者あり)理由がないから反対するのだ。こういうものを作らなくてもよいから反対するのだ。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。

〔門屋盛一君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 門屋盛一君。

○門屋盛一君 本員は一昨二十七日在外同胞引揚問題に関する特別委員会から、在外同胞引揚問題に関する調査の中間報告として、いわゆる徳田要請事件の調査報告書が提出せられましたので、本員はこの際、事の重要性に鑑み、本件に関しまして委員長に報告を求めるとの動議を提出いたします。

○鈴木直人君 本員は只今の門屋君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 門屋君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつてこれより在外同胞引揚問題に関する特別委員長の報告を求めま

す。在外同胞引揚問題に関する特別委員長岡元義人君。

在外同胞引揚問題に関する特別委員会報告書

在外同胞引揚問題に関する件 右の件に關しては、まだ審議を完了しないが、ここに中間報告として「所謂徳田要請事件」の調査の経過並びに結果を多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十五年三月二十七日

在外同胞引揚問題に関する 岡元 義人 特別委員長

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内キヤウ

大隈 信幸

穂積廣六郎

岡田喜久治

天田 勝正

門屋 盛一

原 虎一

淺岡 信夫

阿竹齊次郎

調査経過の概要

在外同胞引揚問題に関する特別委員会において、昨昭和二十四年四月吉村隆事件として伝聞された残留同胞間の下群事件を調査して引揚促進に資せんとした際、偶々四月十四日いわゆる人民裁判に関連し津村謙二証人によつて、従来から伝えられていたいわゆる反動分子の引揚港より奥地への逆送並びにその引揚遅延の事実が証言された。

爾後引揚の進捗に伴う残留同胞の状況把握を目的とする本委員会逐次の調査の発展によつて、事態は更に判然となりいわゆる反動分子の帰還遅延は否定を許さざる事実であり、且つ本件を繞つて更に各種の事案があつたことも逐次に明白となつた。

又二月十四日には久保田善藏君外三六八名より本院議長宛にわゆる徳田要請問題に関する調査懇請があり、本件に關し、昨二十四年五月六日以降本年三月二十四日までの間、調査の海委員會を開くこと十回、喚問した証人は四十九名に及んでいる。

調査の結果

一、ソ連關係地域からの帰還については、歸還の実況がこれを証明し、又現地の状況に関する諸証言にも明かなる通り、或る時期に特にわゆる共産主義教育の徹底したる精銳分子を集團歸還せしめた事實及びわゆる反動分子の歸還を遅延せしめた事實は、之を認めなければならぬ。

二、引揚者受人態勢強化に関する昨昭和二十四年四月二日附日本共産党指令第三四七号(別紙参照)が、その年の歸還輪船開始前に各地方區委員會宛発せられていたこと及びその内容より、前述の引揚者歸還の情況に即応せんとしたもので、指令の発令者は連絡を得て歸還輪船の受入態勢を事前に承知しありたるものと判断される。

三、引揚者についての公式の調査或いは個々のこれに關連する陳述によつて、その実態が内地において明かにされた場合、その都度抑留地において直ちに残留者に対する処遇及び指導の変化が見られたことも明らかにされた。

四、去る三月十八日龜澤實証人が証言したソ連ウオロシロフ地区内各收容所に回覧されたる徳田書記長よりの收容所宛書信は、徳田球

一証人もこれを認めたのであるが、その内容は共産主義信奉者にならない者の歸國を欲しないとの意味と解され、且久保田善藏他三六八名から参議院議長宛提訴せるわゆる徳田要請の内容も、徳田球一証人はこれを否定している。これが多致証人が肯定している。これに關する証言において、従来わゆる反動分子の歸還遅延というが如きことは専ら日本人指導者によつてのみ口外されていたにもかかわらず、わゆる徳田要請についてはソ連政治部若干の將校自ら之を語つたことが、その現実性を裏付ける旨の証言もあり、要請という事實が現実にあつたやの疑いは濃厚なものである。

結論

以上當委員會が屢次調査して得たる結果より判断するに、わゆる徳田要請なるものは、單に国内問題たるに止らず、ひいては國際的にも重大なる影響を與ふるものたることを確認しなければならぬ。

國より徳田球一書記長は証人として日本人捕虜引揚げに關する日本共産党指令、捕虜通信、ソ連共産黨宛書翰等に対する政治上の責任は自己にある旨明言している。従つて同人が進んでその証言の通り政治上道義上の自己の責任を明かにする行動に出づべきを國民と共に期待する。しかも、事の重大性に鑑み、委員會としては、政府に対し、本件に關する真相究明につき緊急万般の努力を拂い且つその処置についても断乎たる方針を以つて臨むよう、強く勧告する。

るの要を痛感するものである。

なお、本年三月十二日附日本共産党機關紙「アカハタ」紙の小島清に關する記事は、小島本人が証人として取材の経緯内容等について証言した事實に照らし、意識的なねつ造なることは極めて明かなるところで、同紙が眞實を伝えず故意に事實を歪曲せんとしたことは、世を惑わさんとする策謀たるに止らず、正に「プレスコード」に違反せる疑いは充分にある。

別紙 指令三四七号 一九四九・四・二

日本共産党中央委員會事務局 各府県地区委員會御中
ソ同盟歸還者の受入態勢を強化せよ。

ソ同盟地区からの引揚輪船が近く再開され、新しく歸還する者は昨年度の歸還者より更に積極化しており、その大部分の者は直ちに黨組織に参加して闘うことを決意して歸つて来るのである。政府並びに反動諸団体は既にこれの切迫した工作の準備にやつきとなつてゐるが、吾々は二十數万と予想されるこの新歸還者を敵の謀略と懐柔から守り、全員をわが黨の組織に吸収するために、積極的な受入対策を講じなければならぬ。各級機關は全黨員にこれを徹底すると共に緊急に具体策を講じ、労働その他の民主的諸団体ともよく提携して大衆的な歓迎闘争並びに生活擁護の闘争を積極的展開されたい。

(1) 歡迎対策

- (イ) 復員列車の停止する駅には必ず出て歡迎し激励すること、その場合徒らにお祭り騒ぎにならぬよう注意すること。
- (ロ) 駅の入場については混乱を起さないよう予め駅長と交渉し、入場人員の枠をとること。
- (ハ) 労働その他大衆団体を動員すること。
- (ニ) 駅頭で配付する「アカハタ」その他雜誌類については予め鉄道側と交渉しておくこと。
- (ホ) 駅頭歡迎その他必要な湯茶は、県市当局と交渉して獲得すること。

(2) 添乗について

昨年は學生同盟が列車に添乗し反動的な工作を執拗に繰返したが本年度も學生同盟が主体となつて添乗する模様である。そのために中央では學生同盟の本質と級等の不正事實を暴露して民主青年合同委員會並びにソ連歸還者生活擁護同盟が厚生省に對し添乗を要求して交渉中であり、獨自在要求中である。各級機關でも各、關係官庁に交渉すると共に學生同盟に對する工作を進め添乗を獲得するよう努力されたい。

(3) 入黨の取扱について

歸還者の家庭の殆んどが反ソ反共的であり、しかも歸還者の生活がひつ迫するために定着後の認識への吸収は困難である。だから本年度は歸還する迄に組織に吸収す

るよう努めなくてはならない。

- (イ) 仮入黨申込は出来るだけ上陸地で受付けること、しかし上陸地では困難な場合も起り得るので到着駅で必ず獲得するよう仮入黨申込書その他を準備すること。
- (上陸地にはパンフレットと仮入黨申込書を本部から送付する)
- (ロ) 駅頭において入黨手續が困難な場合は直ちに家庭訪問を行い組織に吸収すること。
- (ハ) 上陸地並びに駅で受付けた仮入黨申込書は直ちに当該機關に送付すること。
- (ニ) 仮入黨申込書の送付を受けた機關は直ちに本人に連絡し正式に入黨せしめること。

(一) 昨年北京、東北地方では本部から送付した申込書を本人に連絡もせず、そのまま地区でとこんでいる処もあつた。

(ホ) 歸還者の大部分は積極的な分子であるから至急に確認して活動させることが必要であるが、なかには意識的なスパイ分子も潜入するおそれがあるからその点充分注意されたい。

生活擁護の闘争について 歸還者は歸還後直ちに深刻な生活苦におそわれるから各機關はこれを組織して基本的な生活擁護の闘争を展開すると共に生活保護法の適用、生活扶助、生業扶助の獲得、生業資金の獲得、就職住居の斡旋等積極的な世話役活動を行わねばならぬ。

(5) 帰還者の教育について

帰還者は在ソ期間中相当進んだ教育を受けているが、日本の実情を知らず従つて困難な日常闘争に確信を失う傾向があり、在外中の経験をもつてはめづりやうとする公式主義的傾向もあるから各級機関で組織的に初等教育を実施することが必要である。 以上

〔小教意見報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔岡元義人君登壇、拍手〕

○岡元義人君 只今議題となりました在外同胞引揚問題に関する件につきまして、特にソ連関係地域でいわゆる反動分子と認められた者の引揚が著しく遅らされておること、及びこれに関連するいわゆる徳田要請の問題の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

在外同胞引揚問題に関する特別委員会におきまして、昨年四月吉村陸軍事件として伝聞されましたところの残留同胞間の不祥事件について調査を行いましたる際、四月十四日たまた／＼証人として喚問された津村謙二君の口から、いわゆる反動分子を引揚港より奥地に道送し、その帰還を遅らせた事実があるとの証言を得て以来、その後引揚が引続き実施せられたに伴う調査の進展から、同様の事実が次第に明らかとなつたのであります。然るに本年二月九日舞鶴に入港したる高砂丸による引揚者三百七十四名の連署を以て、参議院議長宛提訴せられましたいわゆる徳田要請の問題が、新たに調査の目標に加えられるに至つたのであります。

改めて申すまでもなく、いわゆる徳田要請なるものは、去る二月二十三日久保田善藏証人が、「日本共産党書記長徳田球一氏より、その党の名において、思想教育を徹底し、共産主義者にあらずれば帰国せしめざることを要請あり、よつて反動思想を有する者は絶対に帰国せしめぬであらう」と連側に言われた」と証言しておるところから明らかであります通り、いわゆる反動分子の帰還遅延という問題と密接なる繋がりを持つておるのであります。先に申し上げましたごとく当委員会といたしましては、昨年四月以降この問題の調査説明を行い、委員会を重ねること前後十回、召集したる証人の数も四十九名の多きに達したのであります。今日漸くその中間報告をなす運びと相成つた次第であります。

以下逐次重要な証言を辿つて真相を明らかにいたしたいと存するのであります。

先ず昨年四月十四日津村謙二君は本委員会におきまして、帰還者等によつて伝えられるところのナホトカにおける兵士大会は、ソ連側の軍令によるものでなく、兵士大衆の意思によるこのやうな大会をやりたいたい旨を申出で、許可を受けてやつておつたものであり、三百人のうち五十名を残した事実を明らかにいたしておるのであります。続いて五月十一日増淵俊一君は、その犠牲者の一人として、ナホトカにおいて民主グループの熊木なる者より、「ここでは一歩たりとも敵に妥協はしない。断乎闘争をするのだ。今晚から君達と元将校の諸君六百名と断乎闘争を開始しよう。そうして若し我々の運動

に飽くまでも反対するのであれば、自分達は生命を賭して君達の帰国を阻止する」と言い、又その際、日本新聞の宗像吉良という人が来て、履歴その他について尋ねられ、「君は反動である」と申渡され尚、「君は終戦当時の満州国内における同胞の悲惨な状況とか、ソ連に入つてからの捕虜の状況がどうだとか、非常に泣きごとを言うが、我々にとつて日本の敗北は大きいに祝賀すべきことなのである。何故ならば、今まで米英その他の相手国に向けていた武器を国内の階級闘争に向けることができる。敗戦というこの状態を活用して一挙に革命を遂行することができ

る。我々にとつては敵が味方かその二色しかないのだ。君達は同胞であるとか日本人同志であるとかいうやうなことを言うが、そんな甘い言葉には騙されない。味方でない者は皆敵なのだ、中間はないのだ」と言われ、遂に他の十七名と共にスー

チャンに後送されたことを明らかにしておき、更に五月十二日の委員会において小針延次郎君は、各收容所の輿論調査によつて各政党支援者の調査をなし、共産党支持者の殖えた收容所を優先的に帰還させた事実を述べたのであります。又反動的な者は民主グループの人達によつて早速人事係の方に連絡して帰還者名簿から脱落せしめた事実も、細川龍法君の証言によつて明らかにされております。

追のうちに各地において吊上げ或いは追撃カンパをかけ、事実、二十四年九月ライチハ收容所において磯部某は五六十名のカンパに会い、殴る蹴るの暴行を受け、負傷した例があり、又同様に岡本良蔵君は、満身の勇気を以て日本の全国民に訴えたと申しまして、今尚抑留されておる者は、精神的、肉体的に想像以上の苦悩を嘗めており、下士官、兵は労働の義務を負わされ、将校も又強要され、ソ同盟強化のため、民族の独立を守るのは日本共産党だけである旨強調して思想教育が徹底して行われたことを証言いたしておるのであります。その他、本年二月の六日、種村佐孝、高橋善雄、尾ノ上正男、長命稔の四君によつて、共産主義を信奉せざる者が反動として帰国の途が如何に阻害されたかをづさに証言されておるのであります。詳細は会議録に譲り、時間の都合上割愛いたします。

以上述べて参りました多くの事例は、すべていわゆる徳田要請と密接不可分の関係にあるのであります。実際、反動分子があらゆる方法を以てその帰還が遅延せしめられて来たことは、以上の証言によつて誠に明確なるところであります。この事実を証言し得る者は、單に以上の証人のみに止まらず、当委員会に寄せられた多くの資料によつて一層明らかになるところであります。

次に、このいわゆる徳田要請に直接関連して明らかにされました点を申し上げますれば、一九四八年五月一日頃、万国赤十字社スタンブ附往復葉書をウ

オロシロフ地区第五百六十三労働大隊附エルセノフ下士官が亀澤富男君の許へ持つて来て、その葉書を掲示板に貼つて呉れと依頼し、約一週間に亘つて掲示され、その内容は民主グループ宛日本共産党徳田書記長よりの返信で、「お手紙有難う。御元氣にてソ同盟強化のため邁進され、立派な闘士として帰国され、反動に對して共に闘う日の来るのを待ちたいしております」旨が書かれていたことの証言があり、これに對して徳田球一証人は、「それは秘密が出したものであり、その政治的責任は負ふ」と証言いたしたのであります。この手紙の内容は十分に共産主義信奉者にならない者の帰国を欲しないとの意味に外ならないことを示唆しておるものであります。

更に当委員会は二月二十三日、久保田善藏、山森勇太郎の両君の証言を聴取し、三月十六日に徳田球一君の証言を求めたのであります。この際、徳田証人より、昨年五月五日引揚要請の書簡を航空便で出したる外、何らの要請をなしたことはないとの証言があつたのであります。併しながら三月十八日

の喚問におきましては、カラカンダ九十九地区第九分所において、一九四九年九月十五日、約三百名程度の抑留者を俱樂部に集合せしめ、政治部將校エールマーエフ中尉は植松君の質問に答えて、「いつ諸君が帰れるのか、それは諸君自身にかかつておる。諸君がここで良心的に労働し、真正の民主主義者となる時、諸君は帰れるのである。日本共産党書記長徳田は、諸君が反動分子としてではなく、よく準備された民主主義者として帰国するように期待

してゐる」と通訳した旨の証言を得ており、又これと同様のことが日本新聞に掲載されていたと証言いたしてゐるのであります。又一方、龜澤富男証人の証言によると、一九四八年五月四日、ウオロシロフ地区レエチホフカにおいてキイシローフ大尉より明らかに

に徳田書記長と記名してある文書を示されたが、それには「貴国の好意によつて優先的に送還された身体虚弱者、素行不良者の言動著しく反民主的にして、党活動に大なる支障を来たすものである。故に願わくば貴国の好意によつて、思想的、身体的に健全なる者を送還されんことを希望する」旨の内容が記されてあつたとの証言を行なつておるのであります。尚、龜澤富男君は會て抑留中、民主グループの一人として活躍した者でありますが、帰還と同時に、祖国を破壊と混乱に陥れようとしてゐる日本共産党の姿を見て入党の決意を練し、過去三年間の罪惡を思うとき、一命を賭しても当事件の生きた証人となり、最後の一人が帰つて来るまで闘うと述べておるのであります。

(拍手)又小俣忠男証人よりは、ウラジオストツク第十四分所ウゴルナヤ收容所において、昭和二十三年十月中旬、チーベル大尉より、ソ連側通訳及び日本側通訳立会の下に、日本共産党より、反動者、前職者は人民政府が樹立されるまで帰して呉れるなど依頼された、彼の口からはつきりと聞いた旨の証言があつたのであります。次に上村宗平証人より、一九四九年九月土旬、イズベストコーバヤ、ウルガル第四百二十七分所において、所長、政治部將校立会の下に、反ファシスト委員

会を通じて、日本共産党書記長徳田球一氏よりの手紙に、立派な民主主義者にならざる者、作業を怠慢してソ同盟強化に邁進せぬ者は、懲罰に付してソ同盟に長く留め置くようにとの一節があつた旨の証言がなされたのであります。

以上のごとく、單にカラカンダ地区のみではなく、各地区においても、ほぼ同様の趣旨のいわゆる反動者を帰させるようにとの伝達がなされておること

が考えられるのであります。次にこれらの要請から、日本共産党とソ連地域との間には常に何らかの連絡がとられておると判断できるという点であります。これは次の事実によつて立証できるのであります。即ち先の三月十六日、徳田証人は、昨年四月二日附日本共産党中央委員会事務局より極秘指令として各府県地方委員会宛の第三百四十七号について証言を求めたところ、「……事務局が出したものと

柔から守り、全員を我が党の組織に吸収するために、積極的な受入態勢を講じなければならぬ。党各級機関は、全員にこれを徹底すると共に、緊急に具體策を講じ、労組その他の民主的団体とも広く提携して、大衆的な歓迎闘争並びに生活擁護の闘争を積極的の展開されたい」と記され、更に入党の取扱

に關しましては、「帰還者の家族の殆んどが反ソ、反共的であり、而も帰還者の生活が逼迫するに、定着後の組織への吸収は困難である故、本年度は帰還するまでに組織に吸収するよう努めなくてはならない。イ、仮入党申込はできるだけ上陸地で受付けること、併し上陸地では困難な場合は起

り得るので、到着駅で必ず獲得するよう仮入党申込書その他を準備すること、ロ、駅頭において入党手續が困難な場合は家庭訪問を行い組織に吸収すること、ハ、上陸地点並びに駅で受けた仮入党申込書は直ちに当該機関に送付すること、ニ、仮入党申込書の送付を受けた機関は、直ちに本人に連絡し、正式に入党せしめること」等、その他詳細に亘つて指令しているの

この事実によつて、何人とも日本共産党との間に連絡のあることを明白に肯定するであらうと思つたのであります。この指令につきましては、かかる意味合におきまして当委員会重要視し、この指令に基き地区細胞に至るまでリレーされている事実の資料を得ることができ、更に明瞭となつたのであります。又実施面においてもこの指令

の通り行われ、みずからの祖国に、天皇のいる島に敵前上陸だと叫び、又舞鶴に引揚船入港後も日本共産党よりの指令が来ぬ限り上陸せぬと放言するに至り、留守家族は勿論、全国民をして唖然たらしめたことは、未だ記憶に新たなところであり、更にこの指令の中で看過し得ない事實は、正しくその構想の根本が革命準備への指令であるといふことであり、昨年七月七日午後八時二十分京都駅休憩所において、新潟、四方面乗換待機中の帰還者二百四十一名に対して、日本共産

党谷口善太郎衆議院議員は、その挨拶演説の中で明らかに、今年一九四九年こそ意義ある革命の歴史の時間であることを確信する旨述べているのであります。

以上申述べて参りましたような調査経過を経て、その結果、幾多の事実が明らかにされたのであります。これらの調査より当委員会が到達いたしましたところの結論につきまして、以下簡略に御報告いたします。

先程来談々申上げて参りましたこと、ソ連関係地域残留者の中にいわゆる民主主義グループと称する日本人指導者層が作られ、反動と銘打たれた人々の帰還を遅らせたという事実があつたこと

は確実であり、その中心をなすものがババロフスカ発行の日本新聞であつたこと、更に一昨年頃からシベリア各地の收容所にいわゆる徳田要請なるものが次第に広く伝えられ、又同様に日本新聞にも掲載され、いわゆる反動分子帰還遅延の口実にせられていたことが順次明白にされたのであります。このことたるや国内に對し重大なる關係があるのみならず、事、引揚問題に直結し、而もその現状が更に機微の間にあり、今日の、特に重大なる関心を拂わざるを得ないのであります。かような情勢の下、当委員会の証人として立つた徳田球一書記長からは、自身の名を以てソ連地域内收容所に宛て出された書簡及び引揚者受入に關する共産党指令第三百四十七号について、これを肯定すると共に、これに關する政治的責任を負ふとの証言がなされたわけであり、而もその書簡の内容を端的に表現すれば、いわゆる反動は帰すなどの意味であり、且つこの書簡の外にも、先に帰還した病弱者等の反民主的傾向を非難し、思想身体共に健全なる分子をソ連側の好意によつて帰還せしめられよとの希望を表明した書簡が別にありまして、現地ではこれが日本人俘虜に對し示され、逐次各地收容所に広く伝えられた実情にあり、それが及ぼした影響も察するに難からざるものがあるものであります。以上

の証言及び調査等によつて、要請の現実にあつたやの疑は濃厚なるものがあるものであります。この上は、同君が先の証言通りに、進んで政治上又は道義上の責任を明らかにするため適切な行動に出られんことを、國民と共に強く

期待したものであります。(「独断だよ」と呼ぶ者あり)

これと同時に、先の四月二日附指令第三百四十七号によつて、憲法に定められた思想、言論の自由を無視し、逐次帰還する引揚者を、予め計画的にその弱点に乘じて強制的に入党せしめんと図りましたことは、公党としての存在を疑わしむるに十分なるものがある点を指摘したたのであります。(拍手、「独断だ」と呼ぶ者あり) 尚い

よゆる反動の帰還運送に關し重大なる役割を演じた者は、日本新聞に日本人幹部としてその地位を占めていた相川春喜、宗像肇、吉良金之助及び浅原正基の四君、及び各地区收容所におけるい

わゆる反動分子に対して実際にとつた手段は、自己の背景を利用し、且つ帰国切望という弱点に乘ずる半ば脅迫、恫喝であり、殊に実際に帰還の運送を図るがごときに至つては正に非人道的と言わざるを得ない。かくのごとき人間性を無視した行為は、吉村隆事件に匹敵し、その被害の広きに及んだことは数百倍すると断ぜざるを得ないのであります。言うまでもなく、このいわゆる反動の帰還運送ということが幾多の人々の心身に與えたところの害悪は非常に大きく、且つ被害者が極めて広範囲に亘つてゐる点等、これが單に国内問題に止まらず、延いては國際的にも大なる影響を與えるという問題の重大性に鑑み、委員会はこの際政府当局に対し、速かに本件の調査に着手し、あらゆる努力を拂つて真相を究明し、これが処置についても断乎たる方針を以て臨むよう強く勧告することが最も適切なり

との判断に到達したたのであります。(「マス通信が報じたのはどうした」と呼ぶ者あり)

更にこの際附加えて御報告いたしたことがあります。それはいわゆる德田要請をめぐる報道に關連することであり、去る三月十二日附アカハタ紙上における札幌在住小島清君に關する報道記事であります。御承知のごとく過般來、対日理事會議長より、四十四名の引揚者の宣誓口述によれば、德田要請なるものは事実上あつたということになると思はれます。御承知のとおり、右の四十四名中の一人である小島清君が德田事件は事実無根の作り事である旨述べたと、アカハタ紙は報道しておるのであります。(「インチキだ」と呼ぶ者あり) 然るに本委員会が德田要請に關する調査のため当の小島清君を証人として喚問した際、たまたま小島証人の証言により、アカハタ紙の報道のごとく四十四名中の一人でもなく、又同君陳述の内容と記事とは全然相違しておることが明らかにされたのであります。この事実から、アカハタの報道記事が報道の本然の姿に背き、事実を歪曲し、いわゆる德田要請を隠蔽せんとする一連の策謀の現われと判断せられてもいたし方ないのであります。(「独断だ」「ノー」と呼ぶ者あり) この報道は單なるデマとして看過し得ざるどころであり、内外に及ぼす影響からしても正に重大なるアレコード違反としての疑いが十分にありと云ふべきであります。

最後に、去る三月十六日の委員会に德田書記長を証人として喚問した際、傍聴中の衆議院議員の一部が意識的に議事を妨害するの舉に出で、ために一時

議事は混乱に陥るの止むなきに立ち至りました。この委員長の無能だからだ」と呼ぶ者あり) このことは、参議院の委員会運営に対し、参議院を無視したる暴挙であつて、誠に遺憾に存する次第であります。委員長といたしましては早速報告書を本院議長宛に提出し、更に議長を通じ本件につき衆議院議長に対し正式に申入れを行つた旨の通告があつたことを申添えて、(「侵略主義の弁明だ」と呼ぶ者あり) 以上で御報告を終りたいと思はれますが、目下ナホトカに待機中と伝えられる千数百の引揚者を先頭として、速かに引揚が統行されんことを切に念願するものであります。(「当選確実だ」と呼ぶ者あり、笑声、拍手)

○議長(佐藤閔武君) 只今の在外同胞引揚問題に關する特別委員会の中間報告に對して少意見の報告書が提出されてお、少数意見者からこの際報告することを求められました。中野重治君。

○中野重治君(中野重治君登壇、拍手) 今岡元君からなされた中間報告に對して、日本共産党のこの問題に關する意見を報告として発表します。

岡元君は多数意見者の報告というふうなことを言つておられるけれども、委員の数は二十九名であつて、多数意見者名者は九人だから、この多数意見というものは非常に疑わしい多数であり、曰く付きの多数だと思ひます。常に曰く付きの多数を排して真実を語るといふことは我が日本共産党の一貫した方針でありますから、それを私はここで語る。(「その通り」と呼ぶ者あり)

それで、去年の五月から今年の三月

末までに四十九人の証人を呼んで、十回の委員会を開いた結果、何が明らかになつたか。ああいう嘘や作り事ではなかつたか。明らかにした事実は何かという

と、第一は、いわゆる或る種の人々が一生懸命作り上げようと努力したところの德田要請なるものはなかつたということが明らかにされました。次に日本共産党は書記長德田球一の名において、ソ同盟共産党中央委員会宛、引揚：戦犯は別ですよ、これは日本人引揚者の年内、つまり去年、年内引揚完了を願うという手紙を出したということが明らかになつた。(「共産党だけじゃなく、明らかになつたのは」と呼ぶ者あり) これは世界的に明らかになつておる。言ひ外は……言ひ外は知つておる。(笑声) それからソ連地区からの引揚の問題は米ソ協定に基いて行われて来た。このことについてはマツカーサー総司令官が、ソ同盟からの日本俘虜の引揚は好調に行われておると、こゝ言明した。(「そんなことはな

い」と呼ぶ者あり) このことが明らかになつた。そしてこの引揚が終つた。この事実を否定しておる者は誰もいない。明らかにした事実はこのだけである。尚この際、この種の問題に關して、日本共産党德田球一書記長のなした発言の性格について私は一言して置く。丁度この問題が大詰めに近付きつたあつた三月二十二日に、德田要請なるものを作り上げようとして見る目も氣の毒な程奔走して来た淺岡委員は、(笑声) 德田要請が真実であつたことを物語るための物的証拠は遂に手に入れることができなかったと泣きごとを言つて、これを印刷して配つておる。(笑声) こういうことは身から出た錆で、我々

の責任ではないのだが、(「その通り」と呼ぶ者あり) 或る忌むましい男が国会において書記長個人とか何とかいうことを言つたことがあるが、日本共産党書記長の発言はかかるものと性質が違ふ。これは平和と諸民族の独立とを望んで闘つておるところの全世界十億の民主的人民の連帯の上に立つての発言である。そこで事實は明瞭になつたのであるが、ここに一つの仮定の問題が残つておる。それはカラカンダ地区における通訳者の言葉として、日本共産党德田書記長が、日本人の人々がよく準備された民主主義者として帰国するよう期待するということを言つておると、言つておつたと、ソ同盟の将校が語つたと伝えられた問題である。(「ややこしいな」と呼ぶ者あり) 分るなければもう一度言つてもよろしい。もう一度言おう。(「聞こつ」と呼ぶ者あり) 日本共産党德田書記長がソグダエトの共産党中央委員会宛に出した手紙の内容はすでに紹介済みである。それとは別に、或る日或るソグダエトの将校が、日本の共産党の德田書記長は、向うにおる日本人俘虜に向つて、諸君がよく準備された民主主義者として帰るよう期待する、こゝ言つておると語つた、こゝいう事柄である。そこで、この言葉は、當時通訳したところのロシア語の堪能な証人によつて、ロシア語で国会に発表されたのであるが、この仮定が仮に事実であつたとしよう。どが不思議な平和と民主主義とのために闘つてゐるソグダエトの人民及び兵士が、(「共産党とは違ふ」と呼ぶ者あり) 捕虜となつた日本人に對して、諸君が民主主義者となることを日本共産党は求めていると言つたとすれば、それは当然

の責任ではないのだが、(「その通り」と呼ぶ者あり) 或る忌むましい男が国会において書記長個人とか何とかいうことを言つたことがあるが、日本共産党書記長の発言はかかるものと性質が違ふ。これは平和と諸民族の独立とを望んで闘つておるところの全世界十億の民主的人民の連帯の上に立つての発言である。そこで事實は明瞭になつたのであるが、ここに一つの仮定の問題が残つておる。それはカラカンダ地区における通訳者の言葉として、日本共産党德田書記長が、日本人の人々がよく準備された民主主義者として帰国するよう期待するということを言つておると、言つておつたと、ソ同盟の将校が語つたと伝えられた問題である。(「ややこしいな」と呼ぶ者あり) 分るなければもう一度言つてもよろしい。もう一度言おう。(「聞こつ」と呼ぶ者あり) 日本共産党德田書記長がソグダエトの共産党中央委員会宛に出した手紙の内容はすでに紹介済みである。それとは別に、或る日或るソグダエトの将校が、日本の共産党の德田書記長は、向うにおる日本人俘虜に向つて、諸君がよく準備された民主主義者として帰るよう期待する、こゝ言つておると語つた、こゝいう事柄である。そこで、この言葉は、當時通訳したところのロシア語の堪能な証人によつて、ロシア語で国会に発表されたのであるが、この仮定が仮に事実であつたとしよう。どが不思議な平和と民主主義とのために闘つてゐるソグダエトの人民及び兵士が、(「共産党とは違ふ」と呼ぶ者あり) 捕虜となつた日本人に對して、諸君が民主主義者となることを日本共産党は求めていると言つたとすれば、それは当然

の責任ではないのだが、(「その通り」と呼ぶ者あり) 或る忌むましい男が国会において書記長個人とか何とかいうことを言つたことがあるが、日本共産党書記長の発言はかかるものと性質が違ふ。これは平和と諸民族の独立とを望んで闘つておるところの全世界十億の民主的人民の連帯の上に立つての発言である。そこで事實は明瞭になつたのであるが、ここに一つの仮定の問題が残つておる。それはカラカンダ地区における通訳者の言葉として、日本共産党德田書記長が、日本人の人々がよく準備された民主主義者として帰国するよう期待するということを言つておると、言つておつたと、ソ同盟の将校が語つたと伝えられた問題である。(「ややこしいな」と呼ぶ者あり) 分るなければもう一度言つてもよろしい。もう一度言おう。(「聞こつ」と呼ぶ者あり) 日本共産党德田書記長がソグダエトの共産党中央委員会宛に出した手紙の内容はすでに紹介済みである。それとは別に、或る日或るソグダエトの将校が、日本の共産党の德田書記長は、向うにおる日本人俘虜に向つて、諸君がよく準備された民主主義者として帰るよう期待する、こゝ言つておると語つた、こゝいう事柄である。そこで、この言葉は、當時通訳したところのロシア語の堪能な証人によつて、ロシア語で国会に発表されたのであるが、この仮定が仮に事実であつたとしよう。どが不思議な平和と民主主義とのために闘つてゐるソグダエトの人民及び兵士が、(「共産党とは違ふ」と呼ぶ者あり) 捕虜となつた日本人に對して、諸君が民主主義者となることを日本共産党は求めていると言つたとすれば、それは当然

の責任ではないのだが、(「その通り」と呼ぶ者あり) 或る忌むましい男が国会において書記長個人とか何とかいうことを言つたことがあるが、日本共産党書記長の発言はかかるものと性質が違ふ。これは平和と諸民族の独立とを望んで闘つておるところの全世界十億の民主的人民の連帯の上に立つての発言である。そこで事實は明瞭になつたのであるが、ここに一つの仮定の問題が残つておる。それはカラカンダ地区における通訳者の言葉として、日本共産党德田書記長が、日本人の人々がよく準備された民主主義者として帰国するよう期待するということを言つておると、言つておつたと、ソ同盟の将校が語つたと伝えられた問題である。(「ややこしいな」と呼ぶ者あり) 分るなければもう一度言つてもよろしい。もう一度言おう。(「聞こつ」と呼ぶ者あり) 日本共産党德田書記長がソグダエトの共産党中央委員会宛に出した手紙の内容はすでに紹介済みである。それとは別に、或る日或るソグダエトの将校が、日本の共産党の德田書記長は、向うにおる日本人俘虜に向つて、諸君がよく準備された民主主義者として帰るよう期待する、こゝ言つておると語つた、こゝいう事柄である。そこで、この言葉は、當時通訳したところのロシア語の堪能な証人によつて、ロシア語で国会に発表されたのであるが、この仮定が仮に事実であつたとしよう。どが不思議な平和と民主主義とのために闘つてゐるソグダエトの人民及び兵士が、(「共産党とは違ふ」と呼ぶ者あり) 捕虜となつた日本人に對して、諸君が民主主義者となることを日本共産党は求めていると言つたとすれば、それは当然

の責任ではないのだが、(「その通り」と呼ぶ者あり) 或る忌むましい男が国会において書記長個人とか何とかいうことを言つたことがあるが、日本共産党書記長の発言はかかるものと性質が違ふ。これは平和と諸民族の独立とを望んで闘つておるところの全世界十億の民主的人民の連帯の上に立つての発言である。そこで事實は明瞭になつたのであるが、ここに一つの仮定の問題が残つておる。それはカラカンダ地区における通訳者の言葉として、日本共産党德田書記長が、日本人の人々がよく準備された民主主義者として帰国するよう期待するということを言つておると、言つておつたと、ソ同盟の将校が語つたと伝えられた問題である。(「ややこしいな」と呼ぶ者あり) 分るなければもう一度言つてもよろしい。もう一度言おう。(「聞こつ」と呼ぶ者あり) 日本共産党德田書記長がソグダエトの共産党中央委員会宛に出した手紙の内容はすでに紹介済みである。それとは別に、或る日或るソグダエトの将校が、日本の共産党の德田書記長は、向うにおる日本人俘虜に向つて、諸君がよく準備された民主主義者として帰るよう期待する、こゝ言つておると語つた、こゝいう事柄である。そこで、この言葉は、當時通訳したところのロシア語の堪能な証人によつて、ロシア語で国会に発表されたのであるが、この仮定が仮に事実であつたとしよう。どが不思議な平和と民主主義とのために闘つてゐるソグダエトの人民及び兵士が、(「共産党とは違ふ」と呼ぶ者あり) 捕虜となつた日本人に對して、諸君が民主主義者となることを日本共産党は求めていると言つたとすれば、それは当然

の責任ではないのだが、(「その通り」と呼ぶ者あり) 或る忌むましい男が国会において書記長個人とか何とかいうことを言つたことがあるが、日本共産党書記長の発言はかかるものと性質が違ふ。これは平和と諸民族の独立とを望んで闘つておるところの全世界十億の民主的人民の連帯の上に立つての発言である。そこで事實は明瞭になつたのであるが、ここに一つの仮定の問題が残つておる。それはカラカンダ地区における通訳者の言葉として、日本共産党德田書記長が、日本人の人々がよく準備された民主主義者として帰国するよう期待するということを言つておると、言つておつたと、ソ同盟の将校が語つたと伝えられた問題である。(「ややこしいな」と呼ぶ者あり) 分るなければもう一度言つてもよろしい。もう一度言おう。(「聞こつ」と呼ぶ者あり) 日本共産党德田書記長がソグダエトの共産党中央委員会宛に出した手紙の内容はすでに紹介済みである。それとは別に、或る日或るソグダエトの将校が、日本の共産党の德田書記長は、向うにおる日本人俘虜に向つて、諸君がよく準備された民主主義者として帰るよう期待する、こゝ言つておると語つた、こゝいう事柄である。そこで、この言葉は、當時通訳したところのロシア語の堪能な証人によつて、ロシア語で国会に発表されたのであるが、この仮定が仮に事実であつたとしよう。どが不思議な平和と民主主義とのために闘つてゐるソグダエトの人民及び兵士が、(「共産党とは違ふ」と呼ぶ者あり) 捕虜となつた日本人に對して、諸君が民主主義者となることを日本共産党は求めていると言つたとすれば、それは当然

である。我々はそれをすべて求めてい
る。又、そのなるのが、この中でいろ
いろな変動をやつてゐる諸君にとつて
もその諸君の基本的任務である。今日、
（おべつか言ふな）と呼ぶ者あり）これ
について何を四の五の言うのか。これ
はソヴィエトの人民ばかりではない。
又日本の人民ばかりでもない。平和と
諸民族の独立を求めるすべての世界の
人民の当然の観念であり、義務である。
それで我々はここで、あの侵略戦争の
ことを諸君の中には忘れたがつてゐる
者もあるかも知れない。自分の犯罪と
共に。（怪しからんことを言ふな）と
呼ぶ者あり）併しこれをよく考えて見
なければならぬ。我々はここであの侵
略戦争をやつた日本の責任を日本人と
してどうとるかというのを真摯に考
えなくちゃならぬ。又多くの、これは
当然引揚者をも含むものであるが、多
くの戦争犠牲者を救ふ途を日本人とし
て真剣に考えなければならぬ。（共産
党こそ考えろ）と呼ぶ者あり）共産党
は最も強く考へておる。（なぜ実行せ
んのか）と呼ぶ者あり）そこで共産党の
回答は何か。改めて諸君に言つて置こ
う。それは（赤化することにある）と
呼ぶ者あり）我々がすべて真の民主主
義者となることである。そうして平和
日本を作り上げるための、独立日本を
作り上げるための戦士となることであ
る。これが真の日本人としての責任の
とり方である。それだから現にソヴィ
エトその他の地域から、侵略戦争のた
めに會つて立てられて行つた多くの
人々が、元の兵士も含めて、平和日本、
独立日本のための戦士として統々揃つ
て来ておる。これは全く正しい人間と
しての進むべき道を彼らが進んでいる

ことを実証している。（その通り）と
呼ぶ者あり）ところが、こういうこと
を何か犯罪である、これは悪いことだ
というふうなことを言おうとしている
諸君は、一体それならば、會て侵略戦
争のために駆り立てられた元の日本の兵
士が、相も変らず侵略主義者、軍国主
義者、真の帝国主義反動として歸ると
いうことを認むものだという事にな
るじやないか。それならば、そういう
ことを望む本人こそ全くの（説弁だ）
と呼ぶ者あり）軍国主義者であり、侵
略主義者であるということを告白して
いるのだ。（トリックじやないか）そ
の通り）と呼ぶ者あり）一体ここで、
このでつち上げにしくじつた徳田要請
に關して、我々はソ同盟とその人民と
はそも／＼何であるかという事を考
えて見る必要がある。又このことを正
確に知る必要がある。これは多くの材
料にも拘わらず、従来長く日本の軍国
主義者がその真の姿を日本の人民の眼
から隠して来ておつた。それだから、
今も一部の妄想者流が相も変らず、今
日に至つてもまだ日本の人民からソ
イェト同盟の真の姿を隠し得はしな
かうかと、こゝろ焦つておる。併しそ
んなものじやない。（結論を言え）と呼
ぶ者あり）ソヴィエト同盟というもの
は、元のロシアの勤労人民が、圧制者
と帝國主義者との非常に長い、我慢強い、
又剛胆な闘争によつて、人間による人
間の搾取を廃止した国である。民族的
圧迫を完全に排除した国である。真理
のために何物をも恐れず進んでおる
国である。（独裁の国だ）と呼ぶ者あ
り）それだから、今の、門屋議員でな
かつたら誰でもいいが、今の発言者
のような人々をも含むところの、この度

の日本をも含むファシスト侵略国を打
倒した。そうしてファシスト達によつ
て大きな破壊をもたらされたにも拘わ
らず、猛烈な勢いで国の生産を回復し
て、そうして今や恒久平和と社会主義
のために世界人民の先頭に立つて闘
つておる国である。帝國主義者と徹底
的に闘つておる国である。（提燈持ち
は止めろ）と呼ぶ者あり）或いは被圧迫
諸民族の独立のために闘つておる国で
ある。これは淺岡君は提燈持ちと言お
うが言ふまいが、事実とは少しも変ら
ない、それだから、このことは、ソ
イェトから歸つた人々が、一二の諸君
のように帝國主義者とその手先とがあ
らゆる反ソデマを振り撒いておるに拘
わらず、我が共産党に統々入党してい
ることによつて明らかに証立されて
おる。（その通り）「宣伝するな」と
呼ぶ者あり）そういう国であるから、
このソヴィエト同盟は、日本に關して
は、ボツダム宣言の厳正実行に基いて
日本の非武装化を徹底する、日本の平
和産業の無制限拡大をやる、この線に
沿つて対日講和を早くやらなくちゃな
らん、この対日講和を妨げる帝國主義
勢力とは精力的に闘うということを言
明し、且つ実行しておる。これが日本
とソヴィエト同盟との關係のうち、今
我々にとつて今の時期に特に大事な限
目の点である。日本人にとつて、国内
の侵略的軍國主義勢力を一掃する、そ
れからその裏返しであるところの帝國
的勢力を一掃する、そうして人民のた
めの平和産業の無制限拡大による国の
民主的独立を図る、（それより外ない
じやないか）と呼ぶ者あり）それより以
外に日本及び日本人の進む道が
あるか。それならば即ちソヴィ

エト同盟のこの点に關する意見
と実行とは、日本と日本人との
進む——外に取替えるもののないた
一つの道を示しておるということに外
ならない。それならば、日本共産党が
このソヴィエト同盟に絶大な信頼を置
いて、ソヴィエト同盟と同一の線で闘
つておることは、日本共産党が全日本
人民の進むべき道の一つの道を進んで
おるということである。（それが共産
党の独断だ）と呼ぶ者あり）何か岡元君
あたりは、二十名中九名の多数者の意
見として、日本共産党とソヴィエト同
盟との間に連絡があるだらうとか何と
か、戯言を言つておる。何事を言つて
おるか。そういうことを言ふ日本にお
ける帝國主義の手先が日本を何をして
おるか。引揚者に対して、日本政府
と、この日本政府に協力する人々と
が、引揚者に提燈を與えて家を與えな
い。飢を與えて仕事を與えない。そう
して多くの戦争犠牲者に、その中には
多くの婦人を含んでおるのですが、非
常に浅ましい生活へ突落しておるとい
う事実を、一部の諸君が世界に隠そう
としたときには、それより一足先に全
世界はこれを知つておる。（そうだと
うだ）何を言つておるのか「まじめに
やれ」と呼ぶ者あり）我々の祖先が、日
本橋の水はロンドンに流れておるとい
うことを今から百七十年前前に言つて
おることを諸君は知らないのか。（余
計なことを言ふな）と呼ぶ者あり）明ら
かに我が日本共産党は、我が平和と独
立を求めて闘う全日本人を代表し
て、社会主義國、人民民主主義國、資
本主義國、隷屬國及び植民地を貫く平
和と独立のための國際的反帝國主義
戦線に立つて、この戦線に結集する十

億の人民と共に闘つておるのである。
（簡單々々）と呼ぶ者あり）多数意見と
か何とかという事で報告されたあの
問題は、明らかに帝國主義者とその手
先としての帝國勢力で、最初は船
の問題、配給の問題でじくじり、次に
取り付いた引揚者の生活破壊の問題で
じくじり、次に取り付いた在外同胞の
幽霊放字の問題でじくじり、せめても
の締め括りとして最後に取り付いた徳
田要請でつち上げの問題において締め
括り的に破綻したことを意味してお
る。この醜態は、平和と独立と社会主
義のための全世界十億の人民戦線に
よつて、帝國主義者とその帝國勢力
とが歴史の審判台にさらされて身悶え
して垂らした水漬である。（そうだと
うだ）「拭え／＼」と呼ぶ者あり、笑ひ）
何故この手合がこういふ醜態を性懲り
もなく続けるのか。このことは私が今
まで述べたことですでに基本的には明
らかである。併しながらこれに更に最
近の新しい條件が加つておる。彼
らがうろたえざるを得ない新しい情
勢が現実に生れておる。その一つは、
恒久平和、諸民族の独立、社会主義
のための全世界十億の人民戦線を決定
的に強めるものとして、中ソ同盟條約が
でき上つたことである。これによつて
世界及びアジアの平和勢力は確乎不動
のものとなつた。（中国じや飢饉だ
よ）と呼ぶ者あり）ソ同盟と中華人民共
和國とこそ、速かに対日講和と日本の
独立とを望んでいる、又これを助けよ
うと言つてゐることが、決定的に、世
界にも日本人の目にも明らかになつ
て来たことである。これでは、帝國主
義者と、その手先、帝國勢力はうろた
えざるを得ない。第二には、窮乏と日

本の軍事基地化とに反對して日本人民が起ち上つて来たのである。すでに百八十万の労働者が起ち上つておる。すでに多くの農民、中小業者その他が、軍事的性格を持つた惡税に反抗して税務署を取巻いておる。ここに共產主義者と非共產主義者との、国の独立と生活の向上、平和のための強大な戦線が現実になりつつある。そしてこの人々は、その闘いを通して、我々は平和と独立とを手に入れるためには、今言つた右の國際的人民戦線、特にその中心の點としてのソ同盟並びに中華人民共和國と結ばねばならぬということ、を、日に／＼明らかに自覚しつゝある。(その通り)と呼ぶ者あり(こういふ條件が新しく生れて来たために、帝國主義者とその手元、裏返しとしての帝國主義勢力とはうろたえておるのである。それだから彼らはますます／＼歴史のさらし合にさらされて水漬を垂らさなければならぬ。それは共產党じやないか「コミンフォルムだ」と呼ぶ者あり)

先にも明らかにした問題ですが、岡元君の報告の中には「いわゆる反動」といふような言葉が使われておる。「いわゆる」といふ曖昧な限定を付けた言葉が注意深く使われておる。こゝういふことはすでに委員会において私によつて徹底的に暴露されて、詳しくは連記録を見て頂きたいものでありますが、この場合、こゝういふ言葉を使つて言われておるところの事実、即ちただ一般的に在外同胞とか或いは抑留者一般、こゝういふ名を使つて、その名で、その中へ戦犯を含めて、その戦犯の引揚を煽動している一味の眞の目的は、実は国内における戦犯の人物の活動を擁護しようための恒事を張ろうといふことである。これは許すべからざる犯罪である。(「誰がだ」「そんなことは信じない」と呼ぶ者あり)

更にあの中間報告の結論として引出されておるところの問題、即ち日本共産党を政府はよく調べて弾圧しろといふふや意味のことを言つておるのでありますが、これは何を意味するか。引揚者を含む日本の人民を窮乏に突落し、国の主権を喪失せよとするがこゝき政府に対して、この政府のこの政策に対して積極的に協力している党派の人々が、かかる帝國的政策と徹底的に闘つて来たところの日本共産党を弾圧しろと要求することは滑稽ではないか。泥棒が追割に向つて、泥棒に対する最も頑強な抵抗者を弾圧しろと要求するのと全く同じである。即ちこれは予め完全に種明かし済みの猿芝居である。彼らは恐らく今後とも、この種の、絶望的な陰謀を企及せしめよう。いわゆる德田要請のごとき、いわゆる三鷹事件のごとき、又いわゆるナチスの国会放火事件のごとき、こゝういふ陰謀的な陰謀を企及せしめようが、併しそのことはその都度必ず我々によつて暴露されるであらう。そしてかかる帝國主義勢力の(「帝國主義勢力は黙つておる」と呼ぶ者あり)陰謀は次々に暴露され、彼らの勢力は叩き出される。そしてこゝういふやはり日本の人民の生活の向上、平和、この日本の独立は必ず達成されるに違いない。

日本共産党並びに德田書記長の政治的責任を云々した者があるけれども、このことを暴露して、かかる勢力を日本から驅逐して、こゝうして眞に日本の独立へ持つて行くといふことを実行する

ことが、我が日本共産党の政治的責任のとり方である。我々は今日までこれをやつて来た。これからはもう十分二分にやるだらう。あらゆる陰謀も日本共産党と全日本人民との結び付きを破壊することはできない。又平和と独立とを求める全日本人民とソ連國を中心とする全世界十億の人民戦線との結び付きを破ることも全く不可能である。このことこそ、今度のこの問題の臨時的、國際的重要性といふことである。このことこそ、去年の五月から今年の三月末までの十回の委員会の活動の結果、引出された眞の中間報告である。

最後に岡元君その他に一言して置くが、日本共産党は革命をやる党である、或いは日本は今や革命の激居口に立つておると、衆議院の谷口善太郎君が言つたといふやうなことを、何か非難の意味で持ち出しているが、これは岡元君自身も一漏家へ帰つて考え直すがいい。(「そうだ」と呼ぶ者あり)日本共産党は革命のための党である。日本共産党は平和と独立のための日本の革命の党である。我々は帝國主義勢力、帝國主義勢力の手から國の権力を人民の手に取戻そう、こゝういふ明らかな目的を持つてそのために行動しておる革命の党である。(拍手)このことは岡元君が帝國主義勢力の手先であることと同様、或いは恐らくそれ以上に確かであることを附け加えて置く。(拍手)

「草葉隆園君發言の許可を求めむ」
○議長(佐藤尚武君) 草葉隆園君。
○草葉隆園君 本員はこの際、在外同胞引揚問題に關する特別委員長の報告に基きまして、政府に対し本件に關する真相を究明し、適切な処置をとるべきことを報告することの動議を提出いたします。(賛成)「反對」と呼ぶ者あり、その他發言する者多し。
○議長(佐藤尚武君) 御静慮に願ひます。

○門屋盛一君 本員は草葉隆園君の動議に賛成いたします。(反對)賛成と呼ぶ者あり、その他發言する者多し。
○議長(佐藤尚武君) 草葉君の動議は賛成者がありましたので成立いたしました。よつて動議を議題に供します。動議の趣旨説明のため發言を許します。草葉隆園君。

「草葉隆園君發言、拍手」
○草葉隆園君 (肩張つてやれ)「取つておる、少し」「黙つて聞け」と呼ぶ者あり、私が只今この問題について動議の説明をいたしております只今の時間、ソヴェエトにおきましては我が幾方の同胞が(笑聲)ノルマの下に汗を流して働いております。(その通り)と呼ぶ者あり、而もその留守家族は、終戦以來すでに五年、血涙を呑んで同胞の帰還を待ちわびておるのであります。(本論)「黙つて聞け」と呼ぶ者あり、拍手)而もボツダム宣言におきましては帰還の保障をされ、万国停戦條約においてはそれのあらゆる点から抑留の保障をされておるに拘わらず、只今在外同胞引揚問題に關する特別委員長報告の内容によりまして、誠に悲痛なる生活を、而もこれらに對しては思想教育を施し、或いは帰還を遅らしておるやうな事実、(「特別委員長なんといふものはないぞ」と呼ぶ者あり)悲痛に堪えないところであ

ります。この点に對しては恐らく共産党諸君におきまして、現在只今の時間において、我々の同胞が泣き、その留守家族が一日千秋の思いを以て待ち焦れておる心情は、國民全体が十分了解されるであらうと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり、然るにそのときに當りまして、只今岡元委員長の報告にありまして、德田要請の問題があり、致々要請によつて帰還を遅らしておるという事実は、これが眞実であるなら、(「疑ふ余地はない」「眞実だ」と呼ぶ者あり)留守家族は勿論、國民が血涙を呑んで堪え得ざる点であります。(拍手、「その通りだ」と呼ぶ者あり)日本共産党德田書記長は、只今報告にありましたように、昨年の三百四十七号の指令、又件請に対する通信及び昨年の五月五日の要請の書簡に對しましては、政治上の責任を負う旨を明言いたしております。(「当り前の話だ」と呼ぶ者あり)德田要請はなかつたと否定する根拠は、タス通信がソ連政府を代表して、かような馬鹿々々しい事件はないといふことを言つたではないかと証言をいたしたのであります。(「そんなことは信用されん」「阿呆なことを言うな」「タス通信の公式聲明が信用されんか」と呼ぶ者あり)葉書において德田書記長が申しておりますように(「頭は確かか」と呼ぶ者あり)ソ同盟強化のため過激な、立派な騎士として帰還され、(論旨不明)と呼ぶ者あり(反動に對し共に闘う日の来るのを待ちましております。こゝういふことは、これも私は一つの要請であらうと存じます。(「その通り」「何を要請だ」と呼ぶ者あり)この意味に基きまして、本件の真相を十分究明いた

します。この点に對しては恐らく共産党諸君におきまして、現在只今の時間において、我々の同胞が泣き、その留守家族が一日千秋の思いを以て待ち焦れておる心情は、國民全体が十分了解されるであらうと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり、然るにそのときに當りまして、只今岡元委員長の報告にありまして、德田要請の問題があり、致々要請によつて帰還を遅らしておるという事実は、これが眞実であるなら、(「疑ふ余地はない」「眞実だ」と呼ぶ者あり)留守家族は勿論、國民が血涙を呑んで堪え得ざる点であります。(拍手、「その通りだ」と呼ぶ者あり)日本共産党德田書記長は、只今報告にありましたように、昨年の三百四十七号の指令、又件請に対する通信及び昨年の五月五日の要請の書簡に對しましては、政治上の責任を負う旨を明言いたしております。(「当り前の話だ」と呼ぶ者あり)德田要請はなかつたと否定する根拠は、タス通信がソ連政府を代表して、かような馬鹿々々しい事件はないといふことを言つたではないかと証言をいたしたのであります。(「そんなことは信用されん」「阿呆なことを言うな」「タス通信の公式聲明が信用されんか」と呼ぶ者あり)葉書において德田書記長が申しておりますように(「頭は確かか」と呼ぶ者あり)ソ同盟強化のため過激な、立派な騎士として帰還され、(論旨不明)と呼ぶ者あり(反動に對し共に闘う日の来るのを待ちましております。こゝういふことは、これも私は一つの要請であらうと存じます。(「その通り」「何を要請だ」と呼ぶ者あり)この意味に基きまして、本件の真相を十分究明いた

します。この点に對しては恐らく共産党諸君におきまして、現在只今の時間において、我々の同胞が泣き、その留守家族が一日千秋の思いを以て待ち焦れておる心情は、國民全体が十分了解されるであらうと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり、然るにそのときに當りまして、只今岡元委員長の報告にありまして、德田要請の問題があり、致々要請によつて帰還を遅らしておるという事実は、これが眞実であるなら、(「疑ふ余地はない」「眞実だ」と呼ぶ者あり)留守家族は勿論、國民が血涙を呑んで堪え得ざる点であります。(拍手、「その通りだ」と呼ぶ者あり)日本共産党德田書記長は、只今報告にありましたように、昨年の三百四十七号の指令、又件請に対する通信及び昨年の五月五日の要請の書簡に對しましては、政治上の責任を負う旨を明言いたしております。(「当り前の話だ」と呼ぶ者あり)德田要請はなかつたと否定する根拠は、タス通信がソ連政府を代表して、かような馬鹿々々しい事件はないといふことを言つたではないかと証言をいたしたのであります。(「そんなことは信用されん」「阿呆なことを言うな」「タス通信の公式聲明が信用されんか」と呼ぶ者あり)葉書において德田書記長が申しておりますように(「頭は確かか」と呼ぶ者あり)ソ同盟強化のため過激な、立派な騎士として帰還され、(論旨不明)と呼ぶ者あり(反動に對し共に闘う日の来るのを待ちましております。こゝういふことは、これも私は一つの要請であらうと存じます。(「その通り」「何を要請だ」と呼ぶ者あり)この意味に基きまして、本件の真相を十分究明いた

します。この点に對しては恐らく共産党諸君におきまして、現在只今の時間において、我々の同胞が泣き、その留守家族が一日千秋の思いを以て待ち焦れておる心情は、國民全体が十分了解されるであらうと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり、然るにそのときに當りまして、只今岡元委員長の報告にありまして、德田要請の問題があり、致々要請によつて帰還を遅らしておるという事実は、これが眞実であるなら、(「疑ふ余地はない」「眞実だ」と呼ぶ者あり)留守家族は勿論、國民が血涙を呑んで堪え得ざる点であります。(拍手、「その通りだ」と呼ぶ者あり)日本共産党德田書記長は、只今報告にありましたように、昨年の三百四十七号の指令、又件請に対する通信及び昨年の五月五日の要請の書簡に對しましては、政治上の責任を負う旨を明言いたしております。(「当り前の話だ」と呼ぶ者あり)德田要請はなかつたと否定する根拠は、タス通信がソ連政府を代表して、かような馬鹿々々しい事件はないといふことを言つたではないかと証言をいたしたのであります。(「そんなことは信用されん」「阿呆なことを言うな」「タス通信の公式聲明が信用されんか」と呼ぶ者あり)葉書において德田書記長が申しておりますように(「頭は確かか」と呼ぶ者あり)ソ同盟強化のため過激な、立派な騎士として帰還され、(論旨不明)と呼ぶ者あり(反動に對し共に闘う日の来るのを待ちましております。こゝういふことは、これも私は一つの要請であらうと存じます。(「その通り」「何を要請だ」と呼ぶ者あり)この意味に基きまして、本件の真相を十分究明いた

します。この点に對しては恐らく共産党諸君におきまして、現在只今の時間において、我々の同胞が泣き、その留守家族が一日千秋の思いを以て待ち焦れておる心情は、國民全体が十分了解されるであらうと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり、然るにそのときに當りまして、只今岡元委員長の報告にありまして、德田要請の問題があり、致々要請によつて帰還を遅らしておるという事実は、これが眞実であるなら、(「疑ふ余地はない」「眞実だ」と呼ぶ者あり)留守家族は勿論、國民が血涙を呑んで堪え得ざる点であります。(拍手、「その通りだ」と呼ぶ者あり)日本共産党德田書記長は、只今報告にありましたように、昨年の三百四十七号の指令、又件請に対する通信及び昨年の五月五日の要請の書簡に對しましては、政治上の責任を負う旨を明言いたしております。(「当り前の話だ」と呼ぶ者あり)德田要請はなかつたと否定する根拠は、タス通信がソ連政府を代表して、かような馬鹿々々しい事件はないといふことを言つたではないかと証言をいたしたのであります。(「そんなことは信用されん」「阿呆なことを言うな」「タス通信の公式聲明が信用されんか」と呼ぶ者あり)葉書において德田書記長が申しておりますように(「頭は確かか」と呼ぶ者あり)ソ同盟強化のため過激な、立派な騎士として帰還され、(論旨不明)と呼ぶ者あり(反動に對し共に闘う日の来るのを待ちましております。こゝういふことは、これも私は一つの要請であらうと存じます。(「その通り」「何を要請だ」と呼ぶ者あり)この意味に基きまして、本件の真相を十分究明いた

しますため、速かに万般の努力を拂い、その処置について断乎たる方針を以て臨むよう、本院は院議を以て決議し、政府に勧告されたいと存する次第であります。(拍手、「内容をもうちょっとと言つて呉れ、分らん」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 右動議に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。細川嘉六君。

〔動議の内容が分らん〕と呼ぶ者あり

〔細川嘉六君登壇、拍手〕

○細川嘉六君、参議院において松田要請なるものを取上げたという事は、大体これは初めから間違つておりました。(笑聲)どうか冷静に、道理に訴えてお考え下さい。中野議員は先程様々申しました。私は更にこれに附け加えて何を申す必要があるでしよう。私も特別委員会に出ておりました、長い間痛感させられたことは、外地において、軍隊の將校のために、軍事制度のために、沢山の兵隊が難儀し、人間としての権利も認められなかつた。それで終戦と共に各自は目覚めて、この権利を奪還しようと思つた。これがいわゆる民主運動じやありませんか。これには多少の行き過ぎもありましたが、本質はそれである。このことを長い間特別委員会の委員諸君は蔽い隠すために、即ち侵略主義の根を国内に植へ付けるために、あらゆることをやつて来たじやありませんか。(嘘を言うな「フー」と呼ぶ者あり)そうして今日にまで及んで来た。松田要請なるものを以て、先程中野議員が言つた通りこれは失敗の締め括りである。私は今日更に草葉君からこの動議が出された

ことは非常に遺憾とします。参議院にとつて誠に遺憾である。(そんなことはない)「全くだ」と呼ぶ者あり)こういうふうに先程から明らかになつておるに拘わらず、これを何をせいで言うのか。(「明らかになつておらんじやないか」と呼ぶ者あり)無から有を生じさせようと言ふのか。無いものをあると言つてこれを作り事にしようと言ふのか。参議院は今日国民に国民の名というやうなことは何とかなんとか使ふることではない。國民は策動でなく正義を欲してゐる。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)正義を欲してゐるが故に、こんなものは止めなくちやならん。(「そんなじやないのだ」と呼ぶ者あり)飛んでもないことだ。(「しつかりやれ、コミソフォルムに叱られるぞ」と呼ぶ者あり)諸君どうぞ冷静に、一つ冷静に道理に訴えてお考え下さい。引揚問題というのは單なる国内問題ではありませんが、内部においてはすでに政治的陰謀である種に使つてゐる。国会において、すでに草葉君も言われた通り、共産党は暴力革命を企んでゐると言つて、(「その通りじやないか」と呼ぶ者あり)そういうことを事実として繰り上げるために一生懸命になつて来たじやありませんか。イデオロギーとか何とか言つて好い加減にごまかしやいけません。諸君もイデオロギーを持つてゐる。共産党もイデオロギーを持つてゐる。どつちが正しいことを國民のために主張し、やううとしてゐるのか。(「嘘ばかりついでゐるじやないか」と呼ぶ者あり)責任ある政党として共産党は、朝にも板野議員が申しました通り、経済上の非常な苦しみを國民は受けて来てゐる、それと同時に與え

られた筈の人權が段々と蹂躪されて來てゐる、この事態に對して責任ある政党は何とすべきだらうか。これを守るというところこそ責任ある政党のなすべきことである。共産党は今日これをなしてゐるに過ぎません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)どがが悪い。こういう大事故を起す政党を、これを敵とし、國民一般から驅逐しようとする、ここに終戦前も終戦後も変わりのない日本政界であるというところをはつきりしてゐるじやありませんか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)並大抵でない時代に我々生きてゐる。(「分つた」と呼ぶ者あり)これから本當の道を立てなければならぬ。お互いこれは政治家の義務である。これなれないでは参議院の議員も何もあつたものじやないじやありませんか。今日引揚の問題は單なる国内問題ではない。重大なる國際問題である。この國際の問題に對する關係について、議長の佐藤君も苦勞されたから分りのことであらうと思ひます。大体終戦前から今日にかけて、日本の對外政策というものは、すべて事情がよく分らないために常に誤まつて來た。今次の戦争をやらしたのもそれだ。その結果をもちつたのもそれだ。今日、中國に對し、ソ連に對して、どんな見解を皆さんは持つておられるか。(「早く帰して貰ひたいのだ」と呼ぶ者あり)ここに正しい見解なしには日本の今後はやつて行けません。終戦前にやつた我が失敗を又繰返すという事は國民は堪へ得ません。ソ連について、中國について、何が理解されてゐるか。事制政治である、或いは重労働である、警察國である、それで一体國が立つてゐると思ひますか。如何なる世界

の國と雖もやつて行けない。それが今日ソ連の國が隆々として世界の舞台に立つてゐる。これは何がためであるか。人民の本當の民主主義であればこそ、徹底しておればこそ、これができる。(「支離滅裂だ」と呼ぶ者あり)アチソン長官は最近の演説で、大きな演説で、二つの世界は共存し得ると述べたことは、アメリカ外交政策にとつて初めてのことである。あの演説は對外的の考慮よりも、むしろ国内的に、即ち戦争に反對し平和を擁護しようとする國民大衆の聲に動かされたために行われた演説である。その中にこれだけのことを言つてゐる。これは一つの進歩である。イギリスはすでに中國を承認してゐる。アメリカもそのうちに承認するでしよう。他國は承認してゐるではないか。民主主義の力を認めてこそ、これはできる。総理大臣吉田君は今日國會の施政方針演説の中に、中國は乱れてゐる、これはアジアの危険であると申しました。飛んでもないことを申してゐる。どこに目が付いてゐるか。(「當り前だ」とその通りじやないか)と呼ぶ者あり)こういううていたら、これは日本の國民は難儀する一方である。(「もうやめろ」と呼ぶ者あり)私はその際において、こんな考え方、この政策は、過去のアンダロサクソンの施政のやり方、考え方について、それに膠着してしまつて、時代の動きを少しも理解してゐない。これが日本の國民を世界政治の袋小路に叩き込むものである。現に叩き込んでゐる。世界十億の民衆が起ち上つて人民が主人公となる國を作つたことは事実である。三十二年來の世界の動きを見て御覽なさい。それでありますから、今日こんな問題

を、松田要請だとか、特別引揚委員會だとか、こういうことで終始してゐるようでは何にもなりません。世界平和擁護は人民民主主義の徹底、これが世界の大勢である。これに順応して我々の政策を決め、国内、國際政治を決めて行く、ここに我々は国内において、國際間において堂々と立ち上ることができる。(「どういうふうにして立つか」と呼ぶ者あり)今日このやうな草葉君の動議が成立するようでは、誠に私は参議院として情ないことだと思ひます。(「その通り」と呼ぶ者あり)これが採用されるとすれば誠に参議院の大失態である。(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)正義と道理、これは地に落ちるのか。本當にこの日本内のことがよく治まり、それから國際的に立つて行ける途を塞いでゐるのだ。特別委員會のこの決定だとか、中間報告だとか、或いは今の動議だとか、これは皆さんどうか一つ纏つて欲しい。これだけの決議はこれだけで止まりません。この後が重大なる結果を我々國民の上にもたらすものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)單なる思ひ付きで、この場の空氣でこれを決めて頂いては誠に遺憾千万であります。どうぞ冷静に正當の判断に従つてこの問題の處理をなさることを皆さんに切にお願いいたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 淺岡信夫君。(淺岡信夫君登壇、拍手)

〔選挙運動〕「就く違へるな」と呼ぶ者あり

○淺岡信夫君 私は草葉君の動議に賛成するものであります。ソ連に抑留されてゐる我が同胞の運

命は、国民の最大の関心事の一つであるのみならず、今日では由々しき人道の問題として世界の話題となさなつておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手(これが帰還を促進する問題は漸く急迫の度を高めておる。この際我々の最も憂慮することは、日本国内に合法政党として存在する日本共産党のこの問題に対する態度であり、言動であります。凡そ抑留同胞の問題に關心を注ぐ者にとつて、日本共産党の態度は初めから理解し難いものであります。たゞ最近に至つて帰還者の中から、日本共産党はソ連当局者に対して、思想訓練が先を結ばず共産主義に感服せざる捕虜は帰さぬように要請したとの事実が報告されるや、数百名の帰還者がこの報告を支持して裏書きせんとするを挙げ、俄然重大なる問題となつたのであります。いわゆる徳田書記長の要請事件であつて、反動は歸すなという要請が徳田氏から発せられ、ソ連当局者はこれを根拠として抑留者の思想訓練を強化しつゝあると推定せらるることは、残留者の運命に心を注ぎつゝある者にとつて一大衝撃であります。参議院在外同胞特別委員会、昨年四月、いわゆる吉村隊事件の証人の喚問の当時より今日までの審査経過は、今日の委員長の間報告によつてはつきりいたしましたのであります。私はこの審議に参加いたしました者の一人として、(陰謀の失敗歴史だ)と呼ぶ者あり(日本共産党が引揚問題に対して示した態度の本質を更に究明して置きたいと思ふのであります。徳田要請事件は徳田氏一人の個人的行為としてでなく、次の諸点において判定すべきものであると思ふ

のであります。一、日本共産党の性格より見て、彼らはソ連に抑留せらるる同胞捕虜のことを如何に考へておるか。二、日本共産党とソ連当局者との間に通信交流が行われておるか。三、従つて捕虜に關して日本共産党はソ連当局者に対して任意に意思を伝えるか。即ち要請、依頼、具申、報告等を随時行い得るか。四、ソ連当局の日本捕虜に対する処置方針の根本はソ連当局にあるか。五、日本共産党はソ連当局の処置方針に対して、その條件に同調するか、或いは独自の見解を持しておるか。こゝういふ問題でありまして、その喚問の席上で要請の事実を肯定しても否定しても、それは決して問題の本質を左右するものではないのであります。(そんならやらなければいいやないか)と呼ぶ者あり。私は委員会の審査の経過から、右の各項につきまして次のような判定をすることができた。即ち一、日本共産党は多数の同胞がソ連の捕虜となつたことを非常に喜んでゐる。何となれば、これによつて(阿呆だよ、そんなことを言うのは)と呼ぶ者あり。第一に多数の日本国民が共産主義思想の猛訓練を受ける機会を得たからであります。二、日本共産党とソ連当局との通信は、極めて急速に正確に自由に行われている。それを証明する事實は(何を言ふか)と呼ぶ者あり(何千何百と数えられるが、例えば一昨年九州に起つた徳田氏襲撃事件は、翌日の午後四時頃早くも各地の捕虜收容所に報ぜられ、抗議の大会が強制的に(恥を知れ)と呼ぶ者あり)各所で開かれた。又日本のアカハダの記事が、早いときは一週間後シベリアの日本新聞に転載せられ

てゐる。三、従つて捕虜に關する日本共産党の希望や要求は、毎日でも、或いは午前午後二回ずつも、ソ連当局に通達することができると、一枚の葉書をどの郵便局から出したというがごとき彼らの証言は、大海の中から汲み上げたコップの水を語るの類であります。四、ソ連当局の日本捕虜に対する方針の大綱に、少くとも二つの重点を見出すことができる。第一は日本捕虜に共産主義思想を促成栽培的に注入することである。第二は労働力と技術力を主として経済建設のために利用することである。この二つの方針が結合した処置であると推定せらるること。捕虜の中でいわゆる反動と目せられた者は五年計画建設地帯の重心に集められる様子が窺われることとあります。即ち思想訓練が効を奏しないと思はれる者は労働力利用の対象として取扱われるのではないかと思われるのであります。五、日本共産党は、ただに捕虜のことだけでなく、共産主義の宗家の前には徹頭徹尾の盲従者である。それは本年一月に起つたいわゆるコミソフォルムの批判事件にも如実に現われているが、それよりも世界を一つとして階級的に組織し闘争することは共産主義理念の最大の眼目である。共産主義者は、同志にあらざる者は不倶戴天の敵として取扱つてゐる。(面白いな)と呼ぶ者あり(笑聲)以上が在外同胞特別委員会の審査した成果の核心であるのであります。

最後に、(先ず水を一杯飲んで)もつとはつきり「よく聞け、分るぞ」何と言ふか(意味模糊としてゐるぞ)はつきりしているよ(本人もはつきりせん)「しつかりやれ」と呼ぶ者あり(最後

に徳田氏個人について二三の所見を述べたいのであります。証言の経過は委員会会報第十五号に記載せられた通りであります。私はこの日の徳田氏の態度言動を通して、実は日本共産党の弱体性をはつきりと見てとつたのであります。(あれでか)と呼ぶ者あり。第一は、徳田氏の委員会における暴慢と粗率とを極めた言葉と動作は社会の輿論を買つておるのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、笑聲(これは国会議員の徳田氏がみづから国会を侮辱した姿であつたのであります。(委員会が侮辱したのだ)と呼ぶ者あり)こゝしてこれは徳田氏個人の性格上の弱點だけでなく、実は日本共産党そのものの本質の露呈であります。徳田氏は先づ証人としての宣誓を拒んだ。これは常識ある者の所為ではない。(その通り)と呼ぶ者あり。思ふに徳田氏は常識なき者を仮装して、(それは委員長報告みたいだ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し(鬼面人を脅かさんとしたものであろう。だから一通り見栄を切つた後では、酔漢が酒氣を失つたときのように自然に落着いて従順に署名した。万事がそれであります。相當に細かい神経を用いつつ、粗暴なる言動によつて相手を恫喝しようとする、これは真実に力あり自信ある者から示される形ではないのであります。(何を言ふか)と呼ぶ者あり。第二に、徳田氏はみづから進んでタス通信の名を持ち出すこと十数度に及ぶ。(要請事件などです)タス通信が否定してゐる。タス通信の発表はソ連政府の意思であり見解である。これ程確かな反証はないであらう。今更自分

の言い方でありまして。第三に、徳田氏の言動の中には終始して一つも真実性が認められなかつた。問題が問題である。如何に言葉の闘争であるとはいへ、問題の本質に對する真実の心が透み出ていなければならぬのであります。今や抑留同胞の問題は、すでに單獨にこの問題としてのみ處理し得ないことが明らかになつた。外には國際的緊がりを持つ問題であり、内には思想性を内含した高度の政治問題であります。院外に……(時間だ、時間が来たぞ)と呼ぶ者あり。○議長(佐藤尚武君) 浅岡君、時間が来ましたから……(議長、構わんからやらせて置け)と呼ぶ者あり。○淺岡信夫君(總) 院外においても、今や引揚促進の一大國民運動が展開されんとする現状であります。これに鑑み、参議院としては、院議を以て本件の真相……(議長は公平だから大丈夫だ)と呼ぶ者あり(究明につき緊急方般の努力を拂ひ、且つその処置について断乎たる方針を以て臨むよう強く政府に勧告するのを切に痛感し、賛成するものであります。(拍手、一紙芝居だ)「もつとやりなさい」何のために政府に頼む、頼む必要はないではないか)と呼ぶ者あり。○議長(佐藤尚武君) 中村正雄君。○中村正雄君 私は日本社会党を代表いたしましたして、只今草葉君の提案になつておりまする政府に対する勧告に對しまして反対の立場をとるものであります。日本社会党が反対の立場をとります理由の第一は、国会の国政調査權の關

合には委員会はまだやるのかやらの
か、私には分らない。それであるから、
この中間報告ということ自身が私には
分らない。つまり委員長報告は中間報
告であつたのに対して、動議者は真相
を究明しろという点。二点は、この
真相に基いて適當なる措置をとれとい
うことらしい。これは委員会であらう
からまだやるのかやらのか。どこから
どこを政府にやれという内容を持つ
か。二番目に申上げましたことは、動
議の二つの点に対する内容が私には分
らない。委員会の仕事と政府に勧告
する仕事、これが分らない。この動
議の性格の問題と動議の内容の問題と、
この二つを議長の方で、提案者そ
の他に十分開いて頂きまして、我々素
人にもよく分るようにして、一つ院の
意思表示ができるようにお取計らいを
願いたいと思ひます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 佐々木君の議事
進行に関する発言を伺いますと、動議
者の趣旨説明が一部の議員諸君によく
徹底してないようであります。さ
ら、重ねて草葉君より動議提出の趣旨
説明を求めます。

〔草葉隆國君登壇、拍手〕
〔簡單明瞭に「分り易く話して呉
れ」質疑に対する答弁だぞ」と呼
ぶ者あり〕

○草葉隆國君 在外同胞引揚問題に關
する特別委員長報告は中間報告であ
ります。(特別委員長というのはい
んだよ)それは架空の人物だよ。嘘を
ついたり欺目だよ。何度言つたら分る
のかと呼ぶ者あり併しこの徳田要請
の問題は、その委員会のずつとやつて
おる引揚問題の中の一つの問題とし
て、この問題だけは一応これで結論を

付けた。これを中間報告で御報告を申
上げたのが、これがお手許にも差上げ
てあります。在外同胞引揚問題に關す
る特別委員会報告書であります。(ど
こにある、どこに「そんなものはない
よ」一部の方にばかりやるのか「欺目
だ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 靜肅に願いま
す。
○草葉隆國君(續) 報告書は書棚に入
つております。(「ないよ」と呼ぶ者あ
り)第二の問題は、これは動議が決議
か、この問題につきましては、先の委
員長の報告に、本件に關する真相究明
につき、これが究明方を政府に勧告する
の要を痛感するという報告であります
ので、その勧告するの要を痛感した
委員会の勧告を本院で取り上げて政府
に勧告をするという動議を提出いたし
た次第であります。(拍手)

もう一点は、今後引揚問題について
の問題を進めるかというところでありま
すが、これは先程申上げましたよう
に、引揚問題についての調査は今後ず
つと継続すべきであるが、徳田要請だ
けはこれで結論を付け得ると、こうい
う点であります。(「了解々々」と呼ぶ
者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の
通告者の発言は全部終了いたしましたし
た。討論は結局したものと認めます。
〔議長終つたのかと呼ぶ者あり〕これ
より本動議の採決を行います。本動
議の採決は記名投票を以て行います。
表決の問題を宣告いたします。草葉君
の動議は、在外同胞引揚問題に關する
特別委員長の報告に基き、政府に対
し、いわゆる徳田要請事件に關する真
相を究明し、適當なる処置をとるべき

ことを勧告することの動議でありま
す。(それは欺目だと呼ぶ者あり)こ
れより本動議の採決を行います。本
動議の採決は記名投票を以て行いま
す。本動議に賛成の諸君は白色票
を、反対の諸君は青色票を、御登壇の
上御投票を願います。氏名点呼を行
います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(佐藤尚武君) 投票箱はござ
いませうか。投票箱がないと認めま
す。これより開票いたします。投票を
計算いたさせます。議場の閉鎖を命じ
ます。

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報
告いたします。投票総数百五十五票、白
色票即ち本動議を可とするもの八十九
票、(拍手)青色票即ち本動議を否とす
るもの二十六票、(拍手)よつて草葉隆
國君提出のいわゆる徳田要請事件に対
して政府に勧告することの動議は可決
せられました。(拍手)

議長は、只今可決せられました動議
に基き、政府に対し勧告方取計らいま
す。
〔参照〕
賛成者(白色票)氏名 八十九名
阿竹清太郎君 飯田精太郎君
梅原 眞隆君 岡部 常君
岡本 愛祐君 河井 彌八君
來馬 琢道君 宿谷 榮二君
高橋龍太郎君 伊達源一郎君
田村 文吉君 玉置吉之丞君

寺尾 博君 徳川 宗敬君
藤野 繁雄君 堀越 儀郎君
堀越 儀郎君 町村 敬貴君
結城 安次君 伊藤 保平君
宇都宮 登君 岡元 義人君
小杉 一孝君 中山 壽彦君
鈴木 直人君 竹下 豐次君
高瀬莊太郎君 川村 俊作君
小林 英三君 野田 俊作君
早川 慎一君 水久保健作君
徳川 頼貞君 三島 通陽君
岡田喜久治君 小野 光洋君
池田宇右衛門君 島津 忠彦君
中川 以良君 寺尾 龍君
大野木秀次郎君 西川 昌夫君
城 義臣君 淺岡 信夫君
小林米三郎君 堀 末治君
岡崎 眞一君 西川 甚五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 平沼澤太郎君
草葉 隆國君 石坂 豊一君
小杉 繁安君 柴田 政次君
石原幹市郎君 今泉 政喜君
黒川 武雄君 藤井 新一君
深水 六郎君 北村 一男君
中川 幸平君 左藤 義詮君
小林 勝馬君 平野善治郎君
中井 光次君 重宗 雄三君
廣瀬與兵衛君 小串 清一君
山田 佐一君 大隅 憲二君
大隈 信幸君 門屋 盛一君
深川榮左エ門君 油井賢太郎君
深川タメエ君 木内キヤウ君
高橋 啓君 仲子 隆君
安達 良助君 櫻内 辰郎君
谷口彌三郎君 木内 四郎君
淺井 一郎君 境野 清雄君

反対者(青色票)氏名 二十六名
岡田 宗司君 吉川末次郎君
羽生 三七君 内村 清次君
栗山 良夫君 河野 正夫君
和田 博雄君 山下 義信君
板野 勝次君 細川 嘉六君
中野 重治君 岩間 正男君
兼石 傳一君 鈴木 清一君
水橋 藤作君 千葉 信君
木村福八郎君 堀 眞琴君
姫井 伊介君 森下 政一君
中村 正雄君 梅津 錦一君
三木 治朗君 木下 源吾君
門田 定藏君 河崎 ナツ君

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第
十三より第二十五までの請願及び日程
第二十六より第三十一までの陳情を一
括して議題とすることに御異議ござい
ませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事伊藤保平君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕
〔伊藤保平君登壇、拍手〕
○伊藤保平君 只今議題となりました
請願及び陳情について、大蔵委員会に
おける審査の経過並びに結果を御報告
いたします。

先ずそれらの内容を御説明申上げ
ます。請願第五百七十三号、同じく第
八百五十号の二件は、いずれも雪害の
多い東北、北陸地方の灾情に應じて税
額を査定するように課税方法を改善さ

れたいという趣旨であります。

次に共済組合に関するもの五件について申し上げます。即ち請願第三百二十四号、同じく第八百二十七号の二件は、旧海軍共済組合からの年金受給者に対する支給基準の引上げ、請願第五百九号、同じく第七百一十一号の二件は、日本製鉄八幡共済組合は官業共済組合と同様に取扱われて来たのでありますが、昨年国家公務員共済組合法の適用を除外されたので、適当な措置をとること、請願第四百八号は、国家公務員共済組合法中、国庫負担金の増大、官吏、雇員別の別給の撤廃等を改正されたいという趣旨を願意として、それぞれ要請をいたしておるのであります。

次に陳情第二百五号は、政府支拂を促進させるため概算拂の範囲を拡張する等の適当な措置をとられたいという趣旨であります。

次に見返資金に関するものについての四件を一括して御報告いたします。即ち請願第五十七号は大阪市高速鉄道建設工事、請願第三百三十一号は中小企業設備資金、請願第七百二十九号は沿岸漁業の設備資金、陳情第二百二十八号は観光事業に對して、それぞれ見返資金を融資されたいという趣旨であります。

次に請願第七百七十八号は、閉鎖に決定して目下清算中である帝國航空機株式会社が処分をすることの出来ない登録公債を所有させられていたため清算を終了することができないので、登録公債を速かに償還するか、処分禁止の制限を解除するか、適当な方法をとられたいという趣旨であります。

次に株式譲渡の名義書換期間に関するもの三件であります。それらはいずれも長期資金の調達を容易にする等の理由によつて、名義書換の期間を自由にするか、或いはその期間を決算期ごとに改正されたいという趣旨であります。

次は中小企業金融の逼迫を解決する措置を要請してのものについて申し上げます。即ち請願第三百三十二号は、信用協同組合の設立認可の促進、請願第五百三十九号は中小企業金庫の設立、請願第八百八十九号は綿業復興業者に対する復興融資返済条件の緩和、陳情第二百二十二号は中小企業に對して預金部資金の活用につきまして、それぞれ要請をいたしておるのであります。

次に請願第四百八十二号は生活協同組合の使命を達成するために住宅事業資金を融資されたいという趣旨であります。陳情第二百八十四号は、年度末の金融危機を緩和するために、見返資金の活用、預金部資金の産業資金化、徴税の緩和等の措置をとられたいという趣旨であります。

以上二十二件については慎重に審議いたしました結果、中小企業金庫設置に関する請願については、金庫そのものの設置が急速に行われ難いとするもの、中小企業の育成のためには、政府においても特に十分研究の上、適切な措置を講ずる必要があると認め、その他については願意の趣旨は大体において妥協であると認め、採択の上、これを会議に付し、内閣へ送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告

の通り採択し、内閣へ送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○議長(佐藤武吉) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣へ送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、カナダ代表部ノーマン公使に對し日本国會議員団に寄せられたカナダの厚意に對する感謝決議文の傳達方依頼に関する報告

一、日経第一 常任委員長辭任の件

一、常任委員長の選舉

一、日経第二 国家公安委員會委員の任命に関する件

一、日経第三 地方自治委員會の任命に関する件

一、日経第四 外國為替管理委員會委員の任命に関する件

一、産業危機に關する緊急質問

一、吉田自由党内閣の近時の行政態度と參議院の政治職能に關する緊急質問

一、日経第五 造幣局特別會計法案

一、日経第六 日本勸業銀行法等を廃止する法律案

一、日経第七 銀行等の債券発行等に関する法律案

一、日経第八 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等からする一般會計への

の繰入及び納付に関する法律案

一、日経第九 薪炭需給調節特別會計法の廃止等に関する法律案

一、日経第十 夏時刻法の一部を改正する法律案

一、日経第十一 労働組合法の一部を改正する法律案

一、日経第十二 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

一、米國對日援助見返資金特別會計法の一部を改正する法律案

一、米國對日援助見返資金の特定教育事業に對する使用に關する決議案

一、在外同胞引揚問題に關する中間報告

一、「所謂舊田要請事件」に關して政府に勧告することの動議

一、日経第十三乃至第二十五の請願

一、日経第二十六乃至第三十一の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尙武君

議員

赤木 正雄君

阿竹 實次郎君

飯田 精太郎君

江原 哲翁君

河井 常君

河井 彌八君

九鬼 紋十郎君

來馬 琢道君

島村 軍次君

新谷 實三郎君

伊達 源一郎君

玉置 吉之丞君

徳川 宗敬君

藤野 繁雄君

北條 秀一君

赤澤 與仁君

安部 定君

梅原 眞隆君

奥 むねお君

岡本 愛祐君

木下 辰雄君

楠見 義男君

西郷 吉之助君

宿谷 榮一君

高橋 龍太郎君

田村 文吉君

寺尾 博君

藤井 丙午君

帆足 計君

櫻井 眞六郎君

堀越 儀郎君

松井 道夫君

山本 勇造君

渡邊 基吉君

伊藤 保平君

井上 なる君

岡元 義人君

小野 哲君

鎌田 逸郎君

小宮 常吉君

鈴木 直人君

高瀬 莊太郎君

川村 松助君

野田 俊作君

久松 定武君

水久保 達作君

一松 政二君

宮城 タマヨ君

岡田 喜久治君

國 伊能君

島津 忠彦君

横尾 龍君

寺尾 豊君

大野 秀次郎君

西川 昌夫君

浅岡 信夫君

堀 末治君

西川 甚五郎君

鈴木 安孝君

平沼 彌太郎君

石坂 豊一君

小杉 繁安君

今泉 政喜君

黒川 武雄君

尾形 六郎兵衛君

藤井 新一君

平岡 市三君

中川 幸平君

西山 龜七君

小林 勝馬君

橋本 萬右衛門君

平野 善治郎君

中井 光次君	重宗 雄三君
廣瀬與兵衛君	小串 清一君
山田 佐一君	大隅 憲二君
林屋龜次郎君	門屋 盛一君
大隈 信幸君	油井賢太郎君
深川榮左エ門君	木内キヤウ君
深川タマエ君	仲子 隆君
高橋 啓君	櫻内 辰郎君
星 一君	安達 良助君
島田 千壽君	木内 四郎君
谷口彌三郎君	村尾 重雄君
塚本 重藏君	境野 清雄君
岩木 哲夫君	石川 準吉君
鈴木 順一君	淺井 一郎君
岡田 宗司君	天田 勝正君
吉川末次郎君	羽生 三七君
稻垣平太郎君	内村 清次君
栗山 良夫君	下條 恭兵君
河野 正夫君	和田 博雄君
山下 義信君	板野 勝次君
細川 嘉六君	中野 重治君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
鈴木 清一君	水橋 藤作君
千葉 信君	木村福八郎君
堀 眞深君	姫井 伊介君
カニエ邦彦君	千田 正君
太田 敏兄君	藤田 芳雄君
青山 正一君	森下 政一君
中平常太郎君	丹羽 五郎君
川上 嘉君	佐々木良作君
中村 正雄君	原 虎一君
梅津 錦一君	三好 始君
米倉 龍也君	三木 治朗君
木下 源吾君	門田 定藏君
河崎 ナツ君	駒井 藤平君
小川 久義君	岩男 仁藏君
鈴木 憲一君	岡村文四郎君
内閣総理大臣	吉田 茂君
外務大臣	

法務総裁 礪田 俊吉君
郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣 青木 孝義君
国務大臣 青木 孝義君
国務大臣 隨員 詮三君
国務大臣 本多 市郎君
国務大臣 増田甲子七君
政府委員
大蔵政務次官 水田三喜男君
引揚機運庁長官 齋藤 惣一君
運輸事務官(鉄 道監督局長) 足羽 則之君
郵政政務次官 坪川 信三君
労働政務次官 新谷寅三郎君
〔第二十九号参照〕
審査報告書
少年院法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月十四日
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 佐藤尚武殿
多数意見者署名
宮城タマヨ 鈴木 安孝
岡部 常 松井 道夫
遠山 丙市

一、事件の利害得失
少年院法によつて設けられる諸施設の運営を実情に即せしめ、少年保護の合理化を一步前進せしめるものと認める。
一、費用
本法の施行について別段の費用は要しない。
審査報告書
少年法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年三月十四日
法務委員長 伊藤 修
参議院議長 佐藤尚武殿
多数意見者署名
宮城タマヨ 鈴木 安孝
岡部 常 松井 道夫
遠山 丙市

一、委員会の決定の理由
本法案は、少年保護事件について、家庭裁判所が審判権を有しないことが判明した場合に、その処理に必要な規定を新設するとともに、少年法実施一年の経験にかんがみ適当な改正を加えたものである。よつて、妥当な措置と認める。
一、事件の利害得失
少年法の運用を円滑にし、少年保護事件の処理を合理的ならしめる利益がある。
一、費用
本法の施行について別段の費用は要しない。

定価 一部六円五十銭
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三二
行 免
所 行 免